
平成18年 第4回 築上町議会定例会会議録 (第3日)

平成18年12月13日 (水曜日)

議事日程 (第3号)

平成18年12月13日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 (28名)

1番 塩田 文男君	2番 工藤 久司君
4番 金澤 久芳君	5番 白石 隆則君
6番 田村與四郎君	7番 吉元 一也君
8番 西畑イツミ君	9番 小林 和政君
10番 塩田 昌生君	11番 繁永 隆治君
12番 竹本 眞澄君	13番 田村 兼光君
14番 宮下 久雄君	15番 丸山 年弘君
16番 田原 親君	17番 平野 力範君
18番 高島 末吉君	19番 成吉 暲奎君
20番 辻上 浩君	21番 武道 修司君
22番 神下 忠君	23番 中島 英夫君
25番 川端 政廣君	26番 信田 博見君
27番 吉元 成一君	28番 吉元 實君
29番 有永 義正君	30番 西口 周治君

欠席議員 (2名)

3番 山中 正治君	24番 岡田 信英君
-----------	------------

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江本偉久雄君

書記 原口眞由美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	助役	八野 紘海君
収入役	岡部 和徳君	総務課長	中村 信雄君
教育長	神 宗紀君	秘書課長	西村 好文君
財政課長	田原基代孝君	企画課長	加来 篤君
地域振興課長	中野 誠一君	人権課長	吉田 一三君
住民課長	遠久 隆生君	税務課長	椎野 義寛君
健康福祉課長	吉留 久雄君	高齢者福祉課長	吉留 正敏君
上水道課長	中嶋 澄廣君	下水道課長	平岡 司君
会計課長	川崎 道雄君	農委事務局長	大田 隆君
教育委員会椎田事務所（課長）			松田 倫夫君
企業立地課長	竹本 正君	環境課長	後田 幸政君
生涯学習課長	神崎 一貴君	監査室長	吉留 康次君
審議官	片山 益朗君	審議官	安田 美鈴君
審議官	舟川 忠良君	審議官	小林 實君

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
吉元 成一	1. 多岐にわたり不公平な格差がでていないか。	①コミュニティーバスの運営路線について ②敬老祝賀会について
	2. 旧築城庁舎跡地利用について	①跡地利用を今後、どのように考えているのか。
	3. アサリ稚貝放流補助金問題について	①経緯とその後の経過、今後の取り組みについて
田村 兼光	1. 築上町の巡回バスについて	①運行の改善を
	2. 補助金について	①今後の在り方は
西口 周治	1. 基地問題について	①補償交渉の進捗状況について ②地元の希望の声をどう対処していくのか。
	2. ビラ・パラディについて	①運営方法や現状について
	3. メタセの杜について	①経営状況について ②これからの運営方策は
有永 義正	1. 企業誘致とその受け皿対策をもっと積極的について	①築上町での企業誘致に全く進展が見られない。また、企業受入団地の確保策も進んでいない。町長・助役はトップセールスマンとして、もっと活動を。
	2. 障害者に行政はもっと支援を	①障害者支援法が今年10月からの本格的施行後、障害者・家族施設から不満の声が多く聞かれるが。
平野 力範	1. 築上町の補助事業のチェック体制について	①アサリ稚貝放流の補助金の不正請求事件に見られる補助事業のチェック体制の甘さを今後どのように正していくのか。又罰則等条例の見直しの必要があるのではないか。
	2. 政治倫理条例の本来のあり方について	①政治倫理条例の解釈についての決定権は町長にあるのか。
	3. 築上町が合併して一年の行財政改革の成果は	①行財政改革の一年間の成果と今後の見通しについて。

塩田 昌生	1. 行政職員パートを含む職員は何人ですか	①現在正規職員244人、5年間で200人態勢づくりと聞いていますが、パートさん達も減らして行くのか、又現在何人ですか。パートさんも含め適正人員なのか。その勤務状態の改善で必要はないのか。
	2. 各公共施設の利用を考えているのか。	①毎回、質問に提出していますが ・支所の利用（2階）・旧庁舎跡 ・休校の利用（小山田・船迫・岩丸） ・宇留津住宅の件（4～5年間空家があるが） ・新駐車場の使用料を取るのか
信田 博見	1. 築城支所について	①総合案内。総合受付を設置できないか。 ②本所と支所の業務の連携を強化しては。
	2. RDFについて	①当初と全然話が違うが、今後どうする。 ②燃料のはずが今はごみ処理費借金の返済と大きな出費となるが原因は何か。何か打つ手はないのか
	3. 火葬場について	①建設予定は ②財源は ③場所は
吉元 實	1. 職員教育と改革について	①全体の奉仕者と政治活動について ②受験成績、勤務成績、その他の能力に基づくことと年功序列についての考え方は。
	2. 教育問題について	①暴力行為、いじめ等の対策について。
	3. 一丁畑住宅住民の要求について	①休耕田などの遊休地を町が斡旋して野菜など作らせて下さい。

午前10時00分開議

○議長（田原 親君） おはようございます。会議の前に、皆様方にお知らせします。本日の一般質問における答弁者で、担当課長を求める場合は、担当課長が会計検査の対応で不在の場合があります。この場合の答弁者は町長が行うこととなりますので、あらかじめ御了承をいただきたいとお願いいたします。

それと、先ほどから、議員の中から申し出がございましたが、ここ二、三日、議場の中で携帯電話が二、三回鳴っておりますので、この中に入った場合は、マナーモードにするか、スイッチを切っていただくようお願いいたします。

なお、本日の一般質問の通告でございますが、山中正治議員は都合により欠席の届け出と同時に、一般質問の取り下げを行うこととなりましたので、これを認め、本日は吉元實議員までの質問を行うこととしますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認め、本日の一般質問は、1番目の吉元成一議員から8番目に変更された吉元實議員までを一般質問とし、あすの質問者数は6名とします。

以上で報告終わります。

ただいまの出席議員は28名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1. 一般質問

○議長（田原 親君） 日程1、一般質問です。

これより順番に発言を許します。

なお、本日の一般質問者は8人までといたします。質問者は、前の質問者席から行ってください。また、答弁を行う者は所属と氏名を告げて発言してください。

1番目に、27番、吉元成一議員。吉元議員。

○議員（27番 吉元 成一君） おはようございます。質問事項に従って質問していきたいと思っております。

まず、1番目の多岐にわたり不公平な格差が出ていないかという1点目のコミュニティーバスの運営路線についてを担当課長がおられますかね、にお伺いしたいと思います。

と申しますのは、11月の1日から100円バスということで、築上町全域にわたりサービスを行っております。また、そのバスに乗れない場合は、運転手の方から連絡が入り、取り残された場合はタクシーを呼んで、バスにかわるものとするということになっておりますが、町内において、とりわけ旧築城町の深野から上、上城井地区にバスが運行されていない地点について、ま

だ、町民に十分な説明ができてない。広報等で説明しているかもしれませんが、その点について、本会議で、どういった理由で上城井地区にバスが行っていないかということについてお答え願います。

○議長（田原 親君） 加来課長。

○企画課長（加来 篤君） 企画課の加来です。築上町のコミュニティーバスについては、バスの運行されてない地域に、まずバスを走らせる計画をいたしまして、11月1日から試験運行を行っております。11月末までの利用者は957名です。

寒田線につきましては、旧築城町のときに、太陽交通にバスの運行に関する業務委託契約というものがなされております。20年の3月31日まで交わしております。そして、寒田線の運行は1日6便で、かかる経費は、太陽交通から聞いたんですが、1,100万程度かかっております。料金は距離に応じて徴収されております。

以上です。

○議長（田原 親君） 吉元議員。

○議員（27番 吉元 成一君） 課長、それは答えになってないやないですか。私は、どういった理由で上城井地区にバスが行ってないんですかと聞いたんですよ。

あなたは、20年の3月いっぱいまで、太陽交通と委託契約しているんだと。委託においてバス路線で太陽交通が走っているんだと。その経費があるから、1日6便走って、年間の経費が1,100万、太陽交通がかかると言っています。これ、答えになってないやないですか。

私の聞いていることは、何で上城井地区だけ、旧築城で上城井地区だけ行ってないんですかと、町民から不満の声が出てから聞いてくださいということから尋ねてるんですよ。教えてください。

○議長（田原 親君） 課長。

○企画課長（加来 篤君） 今回のコミュニティーバスについては、冒頭に言いましたけど、バスが運行されてない地域に、まずバスを走らせるという計画をいたしました。そういうことです。

○議員（27番 吉元 成一君） そういうことね。

○議長（田原 親君） 吉元議員。

○議員（27番 吉元 成一君） それが不公平があると言うんですよ。同じ町民で、同じ受益を受けてない。

じゃあ、バスが運行されてない、何のバスなんですか。皆さん、わからないと思います、路線バスでしょう、路線バス。いわゆる営業されている、業者が営業しているバスが通っているところは、今回はしてないんですよと、こう言っていますけれども、上深野まで、バス通ってないんですか。太陽交通のバスは、確かに広末経由と別府経由で1日6便の中、何便かに分かれて、上深

野までは通っています。寒田まで通って寒田行っています。寒田、宙飛んで行きよるんですか。上城井から出て寒田まで行っておるんですかね。松丸から行かないでしょう。

椎田の営業所かが、ちょっと僕は今、乗ったことないからわからないけど、少なくとも、東築城のあの駅前から寒田までは、1日6便、運行しよるわけでしょう。路線が広末経由と別府経由で分かれてやっておると思いますけど、経路についても、僕は乗ったことないけわからないけど、聞くところによると、築城の駅のところから寒田まで600円、こう聞いてますよ。

で、何でもかという答えになってないんですよ。僕は、あなたやったら、こう答えると思います。詳しくわかりませんが、バスが、路線バスが営業してますと。で、20年の3月いっぱいまで営業するようになって、旧築城町と協議して、赤字路線だから、とにかく補助金を出さなきゃいけないと、補助しているんですよ。補助してやっとな、太陽はもう1,100万かかるが、維持しているんですよと、太陽交通もね、でしょう。

だから、営業の妨げになるんだということなんでしょう。可能性があるということでしょう。違うんですか。あの600円のバス乗らんで、100円のバス、だれでも考えたら乗るんやないですか。何で上城井地区はできないのかの答えにはなってないんですよ。上深野までは路線バスが行っているわけですから、それとも松丸から走りよるんですか、どちらですか。

○議長（田原 親君） 加来課長。

○企画課長（加来 篤君） 企画の加来です。寒田線については、JR築城駅から上寒田まで運行しております。

それから、寒田線については、議員さんも言われたように、運行するために約1,100万経費がかかっております。そして、このうち現金で約700万、定期関係が320万、町からの補助金が80万円出ております。その業務委託契約を20年3月31日まで、旧築城のときに交わしているという状況でございます。

○議長（田原 親君） 吉元議員。

○議員（27番 吉元 成一君） いいですか、課長、上城井にコミュニティーバスが行かないという答えにはならないんです、あなたのその発言では、回答では。

というのは、築城の駅前から、安武とか、あるいは広末を通過して寒田にバスが行っているわけですから、それについて、町が補助金を80万出しているということでしょう。そして現金収入の700万の320万定期で、約1,100万の経費かかるんですよということなんでしょう。

だから、埋め合わせるために、80万補助したら、ちょうどペイできますよと、赤字路線になりませんかから、それなら太陽は、そういう形をとってくれるなら、20年の3月いっぱいまでは営業をしますよということなんでしょう、結論から言うたら。

そうすると、いいですか、その約束事があるから寒田まで走らないんですよということになる

ですね、あなたの言い分は、考え方は。コミュニティーバス、走らせないということになるんでしょう。いいですか。

○企画課長（加来 篤君） はい。

○議員（27番 吉元 成一君） それでいいんですね。

議長、いいですか。

○議長（田原 親君） 吉元議員。

○議員（27番 吉元 成一君） そうなると不公平があるんじゃないですか。いわゆる1日6便走っています。定期的に走っているバスについては、600円かかりますよ。バスを利用して築城の駅まで行く、月に、お年寄りが行橋の病院に、あるいは新田原のあの総合病院ですか、新しくできた、あそこに治療に行くと。月に仮に3回行くと仮定しますよ。そうすると、多くすると幾らかかりますか。1,200円の3,600円ですか。コミュニティーバスやったら600円で済むんですね。3,000円の格差が出るんですよ、同じ町民で。これは不公平がないちゅことにならないでしょう。

それと、路線バスが走っているからできないんだということになれば、下城井地区も走ったらいかんですよ。広末も走ったらいけんのやないですか、でしょう。ほかの地区は、あるいは旧椎田町の極楽寺とか真如寺とか、いろいろ谷がありますが、ここについては路線バスがないからコミュニティーバスを走らせましたと。町民のために活用するサービスですよ。これは立派な事業ですねとこうなるんですよ。でも、同じ町内でありながら、旧築城町の上城井地区には100円バスが走らないんですよ。

私の考えを押しつけて申しわけないんですが、もう次の質問もありますんで、簡単に言うと、不公平じゃないか、不公平かと、不公平だと思います。そりゃ、太陽交通が、このコミュニティーバスを委託で契約してやっているんじゃないですか。どうですか、どこがやりよるんですか。ほかの会社か何かやりよるんですか、課長。

○議長（田原 親君） 課長。

○企画課長（加来 篤君） 企画の加来です。太陽交通が行っております。

それと、寒田線については、議員さんが言われたように、1日6便走っております。他の11月1日から走っている路線については、一応、今のところ1日3便ということになっております。そういった面での均衡も、コミュニティーバスと同じようにするためには、均衡がとれなくなりますので、今後、関係者との話し合いをしていきたいというふうに思っております。

○議長（田原 親君） 吉元議員。

○議員（27番 吉元 成一君） 課長ね、それじゃ遅いんですよ、もう。実質的、見切り発車で11月1日から、ほかの地区走っているんですよ。

それで、太陽交通に委託で任しているんですから、赤字路線、廃止させたらいいやないですか、契約やりかえて、でしょう。コミュニティーバスを太陽交通、それだけしか走らないような会社側と話し合いをしたらどうですか、契約やり変えて。

そうすれば、例えば、3便のところを、五、六便走るところを4便なり5便にふやしてもらって、その分の経費については、築上町が出しますよと。利用者には100円の負担をしてもらいましょうと。

今、タクシー会社、どういうことを考えているか。バスで手を上げた、乗り合い所で待ちます。何人乗れるか知らんが、8人か9人乗れるんでしょう。それ以外、残った人については、置いて行くわけにはいかんから、すぐ無線で連絡とってタクシー呼ぶと、こういう立派な構想でしたよね。

そういうことは、まだなかったかもしれませんが、じゃあ、通常、一メーター何ぼですか。それをタクシー出してでもサービスしますよという太陽交通の前向きな気持ちがあるなら、寒田線の路線バスについては、町と協議して廃止する方向で、80万の補助をほかの形でコミュニティーバスに使うというような計画を持って、新たに置きかえてやった方が、町民も納得すると思いますし、不公平さをつくらないためには、僕は見切り発車をしないで、上城井地区の対応ができてから、コミュニティーバスを運行するべきだったと、こう思うんですが、課長、どうですか。いや、課長に聞きよるそ。

○議長（田原 親君） 町長でいいか。町長でいいか。

○議員（27番 吉元 成一君） いや、課長に質問しとる。

○議長（田原 親君） 課長ちゅ。加来課長。

○議員（27番 吉元 成一君） いや、実数的な計画については、担当課長がして、それを町長が決裁するわけでしょう、結論的に言うたら。

○議長（田原 親君） ええか、町長がしたがっちよるが、ええか。

○議員（27番 吉元 成一君） いや、そりゃ、課長が答えて、それで足りない場合、そういうふうにしてください。

○議長（田原 親君） それじゃ課長、明確にまたさつと言うてしないからそうなる。

○企画課長（加来 篤君） 企画課の加来です。寒田線については、議員さんから言われましたように、便数は6便であります。そして、先ほども言いましたけど、他路線は3便で一応計画しています、7路線。それ、この寒田線について6便で同じように100円ということにすれば、便数での均衡がとれなくなりますので、その辺を十分検討し、改善したいということで御理解していただきたいと思います。

○議長（田原 親君） 吉元議員。

○議員（27番 吉元 成一君） 600円より300円の方がいいですよ、わかりますか。上深野から上、松丸から寒田までの間、幾らか知ってますか。調べてないでしょう、僕が質問するのに、あなた。

で、深野から築城までやったら、路線バスが幾らかも調べてないでしょう。それじゃ、聞きようもないでしょう、正直言って。仮に計算したら、半額ぐらいになるんじゃないかなと、計算したときに。その分を考えたら、もう200円出して、300円でもええから、寒田の人は来てほしいですよという考え方があって当然だと思うんですけどね。

それで、私は今すぐここで返答せえということをお願いするんじゃないですよ。そういったことが不公平じゃないかという言葉が、声が、私の耳に、安武におる私の耳に入ってくるんです。

あなた方は、まあ町民のために、コミュニティーバスがいいことだということは私も十分賛成なんです。でも、やるんだったら、そういう声の起こらないような対応策を考えて、そりや、1日でも早くしてくれることはありがたいんですけど、じっくり不公平のないようなやり方で取り組んでいただきたいということなんです。それについては答えてください、町長でもいいですよ。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） このコミュニティーバスは、私の公約でおくればせながら、11月1日からした。基本的には、町内巡回バスということで、全部、すべての地域回れば一番いいわけでございます。不公平という形の中で、これは細かいことからどんどん分析すれば、いろんな不公平出てまいっております。

例えば、前回ですが、金澤議員からも質問ございました、何で寒田に来ないのかと。しかし、寒田地区には、行政と町と太陽交通の間で協定を結んでおると。以前からずっとあると。その分は、やはり寒田の方は、得をしておった状況じゃない。ほかの地域の方は、そういう交通手段がなかった。これは不公平だったということで、今回の場合は、やはり試行段階という考え方で、とりあえず11月1日からスタートをさせていただきましたし、今後、改善点は多々あろう、いろんな要望出てきております。

例えば、フリーバスにしてほしいと、乗車、降車をどこでも自由にできるようにしてほしい。それから、乗車を同じ集落でも真ん中じゃなくて端々とまってほしいと、いろんな要望が出てきておりますし、基本的には、すべての自治会に行くようにすればいいけど、うちの自治会来てないとか、いろんな要望出てきております。これをすべてを平等にするということはちょっと不可能でございますし、いろんな検討をしながら、改善点は改善しています。

特に、寒田線については、今、西校の分校、築上西の城井分校ございますが、このいわゆる本校との統合問題も出てきておりますし、通学バスという一つの観点もございます。

そういう形の中で、豊津線も、これも委託をしておりますし、いろんな観点から、総合的に検討して、極力、寒田地区の皆さんにも、早く今の同じコミュニティーバスが乗れるような状態にはしてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（田原 親君） 吉元議員。

○議員（27番 吉元 成一君） 特に、松丸、伝法寺、下本庄、上本庄、榎原、寒田、6町内会が、あの県道沿いにずっとありますんで、で、一番不便なところでしょう。築城の駅から車で行くと、20分から25分かかるんですよ。そういう状態の中で、お年寄りが、僕はいつも言うんですね。例えば、救急車にしても、途中で1台ぐらい置かれんのかと、消防に出て文句言うんです。当然、そうしないと、行き着いたら間に合わんやっただという状態があると思うんですね。

それで、今、町長が前向きに検討するという事で答えをいただきましたので、早急にそのことに取り組んでいただきたいというお願いをしておきます。

2点目の敬老祝賀会についてと、こうありますが、台風が来て、皆様も御承知のとおり、ことしの敬老会が残った部分、取り残されて、町長が、私、出席してません、昼からの分は取りやめますと、コマーレでやります。

しかし後日、日にちを見て、場所を設定して、残された部分については、たしか下城井と上城井地区と思うんですけど、築城の。旧築城町の敬老祝賀会については、後日開催しますと、こういうふうに言いました。

それに、随分、日にちもたつけど、開催せんじゃないかという声、担当の方に行った。そうすると、私ども議会議員には、来賓として案内状が来ますんで、僕だけに来たんか、だれに、皆さんに行ったか知りませんが、僕のところに、後日、ことしは、こういう予定でしたけれども、日程的なことと、場所の設定ができないことで、敬老会はやむなく中止をせざるを得ませんと、お断り申し上げますという手紙が来た。

で、それから、私、寒田の方に、月に1回、自分の個人的な私用で行くん、月に1回、だけ、帰りにたまたま金澤さんとこの前の店に立ち寄ったら、近所の方がよく来とるんですね。そこで話が出たんですが、敬老祝賀会を催してもらえなかったことについては、僕はそういうふうに説明しました。

ところが、参加予定者のところには、祝賀会ができなかったけれども、粗品か何か、丸ぼうろか何か配っているんですよ。もらってない人が不足言っているんじゃないですよ、もらった人からの意見でしたから。

でも、参加を予定してなかった、町から参加申し込みか何か、要請か何かあったときに、出席します、欠席しますで出すと思うんですけど、たまたまその敬老祝賀会の日に出席できないがた

めに、欠席で出した人のところには何も行ってないんですよ。

それで、おかしくないですか、議員さんということで、もらった人から聞いたん。まあ、もらった人も、お茶などをつけてくけたら、のどをつまらんでよかったけど、丸ぼうろで大方死ぬとこやったちゅ。あんまりおいしいもんやない、欲しくもなかったけれども、町が志でしてくれたことやけど、私はもらってよかったんやけど、もらってない人をばどうするんやろうかと、不平が出らん、これが不公平やない、不公平やないで、何やろうか、バスのことも、そのときついでに言われたんですよ、ほかからも言われましたけれども。

それで、そのことをちょっと聞いたら、担当者が言うには、最近聞いたんですよ。一般質問、何するんやら心配ですから、打ち合わせというか、いや、こういうことを聞くんだよということ言ったときに、いや、椎田の方も来てない人にはやってないと、こう言った。当然みたいな言い方したんです。

これは、この築上町の石腕となって、今まで頑張ってきて、まあ古い人は、もう明治の人は、数えるほどしかいないと思います。明治、大正、昭和、平成と、この旧築城町と椎田町を支えてきた先輩たちに、1年に1回のお祝いで、落ち度のあるようなことをやっちゃいかんと思います。

課長、どうですか。どうしますか、この整備は。

○議長（田原 親君） 担当課長。

○高齢者福祉課長（吉留 正敏君） 高齢者福祉課の吉留です。

○議員（27番 吉元 成一君） たしか、あなた入院しとったよね。

○高齢者福祉課長（吉留 正敏君） はい。本年の祝賀会につきましては、合併初年度の初めとの祝賀会ということで、場所の決定等につきましては、1カ所に集約して行ったということで、特に、旧築城町区域の方から、場所についての御不満の声も耳に届いております。

で、19年度につきましては、まだ、何も決まっておられませんけれども、自治会の協力なしでは、この祝賀会、実行できませんので、自治会長の御意見等もお聞きしながら、場所ややり方について、19年度はまた考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田原 親君） 吉元議員。

○議員（27番 吉元 成一君） ところで、課長、敬老対象者、今年度でいいですから、何名まで、1名まで言わなくていいんですけど、約、椎田地区と築城地区で何名ずつぐらいなんですか。

○議長（田原 親君） 担当課長。

○高齢者福祉課長（吉留 正敏君） 18年度は、築城地区は76歳以上、椎田地区が77歳以上ということで、合わせまして2,532名の方々が対象でございましたけれども、そのうち、椎

田町の方が471名出席されております。

○議員（27番 吉元 成一君） いやいや対象者、対象者。

○高齢者福祉課長（吉留 正敏君） 今、申し——2,500名ですね。

○議員（27番 吉元 成一君） 椎田だけでか。

○高齢者福祉課長（吉留 正敏君） いや、両町合わせてです。

で、築城の方が、上城井、下城井地区、それから築城地区合わせまして、ちょうど400名の方々が出席というふうに御回答いただきました。御承知のように、上城井、下城井地区が中止いたしましたので、実施的には築城地区126名だけの出席ということになっております。

○議長（田原 親君） 吉元議員。

○議員（27番 吉元 成一君） 当日、2日に分けてやってみたいですけど、午前と午後に分けて、コマーレでやりまして、当然、コマーレ、収容人員で500も入れないと思うんですけど、場所の確保が大変でしょうと。

でも、築城の場合は、過去において、9月の時期、暑いんですけど、ゲートボール場で毎年やっていた、築城から寒田まで全部集めて。で、やっていけてたんですけど、ことしは、築上町になって、コマーレを使うということで、統一でやったと思いますが、これは試しでやったんでしょうけど、現実、合併して当然、過去からある建物ですから、文化センターのコマーレは、築城はもう御存じのとおり、そういった施設が、もうないに等しいですね、築城の公民館も収容できないと。

だから、これはもう過去のことを言ってもしょうがないんですけど、文化施設をつくろうじゃないかということで我々もいろいろ言ったけど、庁舎の方になってしまったんで、もう今さら言ってもしょうがないんですけど、来年、どういうふうに考えているか。また、椎田と築城地区と分けてするのか、場所をどこにするのかということをお伺いします。

○議長（田原 親君） 担当課長。

○高齢者福祉課長（吉留 正敏君） 詳細につきましては、先ほど申しましたように、まだ何も決まっておられませんけれども、町内の施設、いずれをとりましても、一度にやるということが、収容人員的に無理でございます。

で、従来どおり、椎田地区はコマーレ、あるいは築城地区はスパーク築城というやり方もあるかと思いますが、また、違った方法もあろうかと思いますが、いずれにしても、ことしの反省を踏まえまして、19年度は、また新たに検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（田原 親君） 吉元議員。

○議員（27番 吉元 成一君） 課長、しつこくなるんで、この程度でやめたいんですけど、先ほど言った丸ぼうろの件ですね、やっぱり僕は、配るなら配る、配らんなら配らんでいいと思う

んですよ。

例えば、参加していない敬老対象者に対しては、参加しない場合はこうですよというぐらいのことをすれば、そういう不満も出ないと思う。参加者だけに限って用意してますよということなら、まあ、特別なものやなかったら。それが、1人に5,000円も6,000円もするようなものやないで、例えば、100円、200円程度の品物やったら、参加者に対しては用意してますよ。参加できない人については、もう数も多いことですから、御遠慮お願いしますよというぐらいのことぐらい、今後、考えていただきたいと、そうしないと、こういった不満出るんです。

で、敬老会の件は、それでいいんですが、続きまして、旧築城庁舎の跡地利用についてということを出ているのが、今の関連からです。

町長は、先般の議会で、私の質問に対して、旧庁舎については、来年度予算で、お金がないんですけど、取り壊すだけは絶対にしますという約束をしてくれました。そして、支所については、コミュニティー施設としての方向で検討したいと。町長、それは立派な回答でした。

旧庁舎跡地、今、中学が荒れてます、生徒が荒れてますんで、まあ薬物、シンナーとか、そういう子はまだあんまりいないみたいなんですけど、あの庁舎の中、いつでも入れるような状態だし、で、あそこは、築城市場とか信用金庫とかあります。ところが、駅まで行かんとトイレないんですよ。で、あそこ、立派なトイレができてるけど封鎖している。利用もできない。

で、公民館は見てのとおり、天井見たら、成人の集いとか築城町でやりよるときも、何か、絵か何か張っとるんですが、何かと思うたら、これ、しみ隠しやった。雨漏りのしみ隠しやった。収容も余りできない。そういうことで、まず、人が集まるとこっちゃコマーレしか、この築上町ないと思うんですよ。

そういったことを考えたときに、すべてにおいて不公平という不満が、今、築城町で充満しています。選挙において、町長は勝ちました。椎田の新川さんが町長になりました。これは町民が選んだことだから仕方がないと、こう言っています。

耳痛いかもしれませんが、きょうは欠席していますが、助役さん、収入役さん、教育長——議長は議会で選びました。農業委員会の会長、消防団長、すべてにおいて、人材的に見ると、すべて椎田に偏っているのだと、こういう意見が出ています。それが、僕は悪いと言ってないんですよ。築上町全体がうまく公平に行っていたら、僕は悪いとは言いません。それは、その人たちがすばらしいから皆さんが選んだんでしょうし、議会も承認したと思います。じゃあ、少なくとも物質的には、偏ったことをしないでほしいというのが、町民の意見なんです。

僕は、選挙において、あなた支持しましたよ。あなたが間違っていない政治をする以上、僕は支持するつもりです。今でも、その気持ちは変わりませんし、立派な町長であってほしいと思っております。

でも、榎田にはコマーレがあります。四、五百人、収容できます。何でも、カラオケの同好会も何も、全部コマーレ使わせていただいていますよ。でも、築城地区の人は、集まるところもないんですよ。

例えば、予算的に金がないかもしれません。僕は火葬場兼葬斎場の件をあなたに言ったときに、立派な構想ですけども、いかんせんお金がですねと、ちょっと無理でしょうということでした。少なくとも、図書館もないんです。図書室で、あの築城の公民館の一室に図書室は名ばかりの図書室がありますよ。

例えば、築城の旧築城庁舎で、今、支所になっているあの新しい支所、あそこ2階、教育長の横から全部倉庫やないですか。3階も倉庫ですよ。掃除の委託契約をしている会社は、3階の前の議長室なんか、弁当食べるところになっていますよ。

あれだけ金かけて、10億からの金かけたものをコミュニティー施設にするが、じゃあ町長、どういうコミュニティー施設なんか、ああいう作りだったら、図書室ぐらいしかできんのやないですか。それか事務所ぐらいしか。

旧築城町民に、築上町の築城側に住んでいる方々が、今、望んでいるもの、5月の神幸のときに、上築城、下築城、東築城の3町内会で神幸をとり行っています。雨が降ったら、みこしを入れるところがないから、あの公民館の玄関に押し込むんですよ。神楽は中止になるやないですか。初盆のときは、寄席盆であそこの広場でやるんですよ、やぐら組んで。

それで、庁舎は向こうに行ってしまった。そりゃ、旧築城町の執行部のやり方がよくなかったんかもしれませんが、あの榎勝線に行ってしまったと。で、御存じのとおり、前の庁舎のところが築城の中心街ですよ、ねえ、町長。

だから、壊すことはしてほしいという事実なんですけど、まあ、どういう形に町に陳情しようかということで、町内会の皆さんや商売されている方々が言っているのは、まず、みんなが集まって、例えば、雨が降ってもかぐらが舞えるようなステージが欲しいなとか、あるいは、コマーレほどでもないでもいいけど、まあ公民館が、もう耐用年数も来ることだろうし、文化ホール、事務所兼図書室もできたら、四、五百人収容ができようなホールをつくってほしいな。で、これについてはどうしようかち、みんなで署名とろうかという動きも、今、あっています。まだ、そこまで行ってませんが、で、今、一般質問するとき無責任なことを言ったら怒られるものですから、僕は3町内会長に会って話を聞きました。それで、商売人の人にも聞いています。

まず、築城町で、そりゃ寒田のことも大事ですよ、だからバスのことも言ったんですから。でも、まず、旧築城町側のあそこが発展、寂れてしまっている。あの跡地の利用については、企業に誘致、売るとかそういう計画もあったみたいです。でも、そういうことやないで、築上町としてあそこを生かしてほしいと。あそこにスポット当てないと、旧築城町が、築城地区が寂れてしま

うんだ、私も、当然そう思っています。

それで、あそこを取り壊して、例えば、あそこに10億かけて物を建てたところで、町民に真っ向から反対すると思いますか。ああ、新川町長、とんでもないことしたと、僕は言わないと思いますよ。それだけ、お金をかけなくてもできると思いますけれども、ある一定、あそこの3町内会含めた広末、別府、あるいは旧下城井地区、旧上城井地区の3村が合併したわけですから、その築城地区に住む築上町の住民が、なるほど新川さん、いいもの建ててくれたと。いい計画を持ってくれたと。あしたしなさいと言うんやないですよ。

例えば、金がないよ、合併特例債使えないよ、使えるよ、この判断もあると思います。例えば、僕はあんまり好んでいません、町民も好んでいませんけど、米軍の受け入れに関して、あなたは前向きに、今、返事をしているんですよ。条件闘争と言ったら何ですけど、防衛庁の予算をいただいてくるという方法も、今、一番やりやすいんやないかなと、あなたの考え、僕はそのこと、あんまり賛成したくないんですけど。

そういったことで、庁舎の跡地利用について、町長、あなたは今後、どういうふうを考えておられますか。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 庁舎の問題ということで、一応、議員がおっしゃったように、来年度取り壊すと、これはお約束をいたしますし、そして、後の利用という形の中に、今は、総合計画の中でも、るる議論をしてもらっています。

そしてまた、築城の方でも、跡地利用委員会というのが、たしか立ち上げて、ある程度のこういうのに使ったらいろいろな案が出てきておるんで、そういうもの、そしてまた財政的な問題も考えなければいけないというふうなこと等で、極力、やっぱり合併と補助金をもらって、合併特例債が使えるような事業、これが一番効率的な事業になります。

そして、この補助金というのも、なかなか防衛施設庁以外の補助金ちゃ、なかなか取りづらいところもございますし、先ほど申した防衛施設庁の予算で、まあ何とか、あの地域はやっぱりにぎやかな地域になるような形の、昔やっぱり役場があって人が集まったと、そして、あの地域で、商店で買い物ができる、そして、中心街だというふうな形のにぎわいのあるような形の場所に、もう一回やり直すということは、僕は必要ではないかなと考えておりますし、そういうことで、ちょっと時間は私がかかろうと思います。来年壊して、じっくり財政問題、それから活性化のみんな、地元の皆さんの意見も、私は、先ほど申したように、聞くべきだろうと思いますし、そうすることが、やっぱり一番地域の発展につながると考えておりますし、まあ寒田も一緒でございます。ダムの跡地ということで、今、一生懸命県の方と交渉しておりますし、そういうことで、全町的に、私は、椎田、築城という考え方ございませぬし、一切、そういう事業的なものは、ま

だ、就任して1年になりますけど、だから、新川、何にもやらんなという感があるんじゃないかなど。

一切、箱物等々、例えば、築城の町営住宅等も1年、ちょっと見送ろうかというようなことで、見送らしていただいておりますし、で特に、椎田の新しい事業というのは、一切、まだもくろんでおりませんし、しかし、火葬場だけは早くやりたいというふうに、今、考えております。

これはやっぱり、長年の一部事務組合で運営していたときの、やっぱ長年の夢であるし、しかし、これが合併特例債等の関係で、今、県と強く要望していつておるといふ状況もございまして、そういうことで、合併特例債が使えるような形で、すべてのいわゆる活性化の事業について検討していくと。で、そういうことで、だから来年取り壊して、それから後、じっくり検討してまいるといふことで御理解願いたいと。

以上です。

○議長（田原 親君） 吉元議員。

○議員（27番 吉元 成一君） 地域住民の意見を吸い上げながら、すばらしい計画を立てていただきたい、そのことが町長のためにもなるということも十分考えていただかないと、町民も納得しないと思いますよ。町長、あなたのためになると思います、それをやると。

それと、じゃあ、その件はそれで終わらしまして、3点目のアサリの件ですが、経緯とその後の計画、その後の取り組みについてということでもしてありますけれども、町長の方から、るる説明もあられて、経緯と経過ちゆのも、補助金を不正に受給していた、それを返していただいたという経緯も聞いておりますし、新聞等で報道されたとおりでございます。

いやもう、私も、1時間、ぎっしりやるつもりもありませんし、もう年末ですから、この程度で抑えておきたいなと思っておりますけれども、町長、1点だけ、アサリの件について、全協で助役が報告して返してもらった経緯と豊前の市長、執行部との話し合いをした経過、お伺いしました。

しかし、僕、1点だけ納得できないことがある。今年度は、組合側が補助金の受給を辞退してきましたと。でも、最後に、今後、この事業については大事なもののやから、椎田のアサリはブランドですよと。いや、十分僕も知ってますよ。だから、500円出してでも、みんな掘りに行くんですから。

僕も、大阪の友達とかいろんなとこに送りましたよ、自分で掘って。確かに、時期はおいしいです、5月の時期はおいしいです。で、すばらしい商品だし、これは宣伝して、椎田のアサリはブランドですよということで、全国に名を知らしめず、いいチャンス、築上町は。これに対する補助金については、やぶさかじゃありません。

しかし、不正受給をしたという事実が、ここからずっとある。で、5年間、補助金を返還する

に当たって5年間、時効とかいろいろあると思うんで、5年間という期限を切って、300数十万返還していただいた。そりゃ、返したけいいやないかちゅことはならない。ごめんなさいちゅ、それで済むんやったら警察は要らんよちゅ、よく昔、言いますけれども、それにね、ブランドやから、貝がブランドだから、これは商品として築上町の活性化にもつながるし、いろんな面で、これ、産業の推進だということで、補助金はやらなきゃならないという考え方については否定しませんが、じゃあ、済みませんって返した。返したから、ことしは遠慮したから、来年から考えにゃいかんという考え方について、それでいかなものかと思っておりますが、町長、その点については、どういうふうに考えておりますか。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） まあアサリガイということで、これまあ、椎田の特産であります。これを漁協の方で出荷したときには、よその貝よりも、キロ10円ぐらい高く売れるというふうな（ ）。というのが、やっぱり味がいいと。砂の中における貝よりも、石ころの中でもまれて育った貝は味がいい。そして、身がたくさん入っておるといふふうなことで、非常に椎田の貝というのは有名になってきつつございます。

このアサリガイ、それと、まあ特産という形になれば、今、一粒ガキですね、豊前一粒ガキということで、この豊前海一体で業者の皆さんが一生懸命努力しておる。あとは、ガザミとクルマエビ、これぐらいがいわゆる今、行政で応援しながらやっておる一つの魚介類を漁協の方で振興していこうということでやっておる。

あとは、定置網ということで、これはもう漁業者の皆さんで回遊してきた魚は網でつかまえていくという状況でございます。非常に漁業環境、厳しいということでございます。先ほど、アサリガイの補助ということで、吉元議員が申したとおりでございます。

今後、どうするかということで、今年度は、旧椎田漁協の分は辞退をしましてまいりました。そして、来年以降どうするかということで、これも、私としては、このアサリガイのブランドを絶やすわけにはいかないだろうという考え方もございます。

ということで、今津——旧西八田漁協ですね、今までは、西八田漁協は、このアサリガイは放流してなかったんですけど、本年度、もうわずかですけれども、まあ10万円位のアサリガイを放流しようというふうな申し出があつておる。

それも、地域は、農協のライスセンターございますけれども、ライスセンターから基地より、ここだけ一応、まあ、そういう形の中で、種貝、絶対確保しておかなきゃいかんという問題もあるようでございます。

まあ貝も、泳いで渡るらしんですね。今までは、宇留津でとか椎田でまいたもんが、今津まで、何か泳いで行きよつたという状況があるというようなことで、漁協も合併したことで、そ

うという一つの連携もあるのかなということで、とりあえず、今年度は10万だけ、西八田旧支所、今、支所になりましたけど、そこが取り組もうということで、まあ、そんならぜひ、種はちゃんとしてほしいということをお願いしている。

ほであと、大々的に、まあ旧八田の漁港、八田漁港、それから椎田漁港、西角田漁港とありますが、この地域で、今まで貝をまいておったわけでございますけど、来年以降、どうするかということで、まあちょっと、今、こういう事件があったことだし、そこんどこ、豊前の関係もあるようでございますし、豊前も補助金を出していつておるという状況でございますし、まあ検討を重ねながら、この問題、対応させていただきたいということで、今んとこ、結論、ちょっと差し控えさせていただきたい。

以上です。

○議長（田原 親君） 吉元議員。

○議員（27番 吉元 成一君） 町長、結論を差し控えさせていただきたいということですが、産業においては、漁業、農業もあります、林業もあります、商売人もいろいろおると思います。そこをすべてにおいて補助金をいただけりゃ、うれしいなと。

でも、ブランドかもしれませんが、こういった不祥事があったわけですから、やっぱり1回、はじめをつけた方がいいんやなかろうかと。それ、相手が当然、要求しませんよと。ことしは要求しませんよと。そりゃ、来年、要求してくるかもしれませんが、要求しませんよと言っているのに、こっちからどうぞ要求してくださいというようなことは、あんまりよくないなということで、これはちまたでそういう話が出てるんです。

それと、町長は、先般言っていましたけれども、町長と助役の給料をカットしたと、責任問題で責任をとるということで。漁協側からも、何らかの責任に対する今回の件に対する見解とか、文書が届いているということも聞いております、反省しているんだと聞いてますけれども、最近、これも、やっぱり漁業に関することですよ。今津かあっちの方で、県の工事か何かで、防波堤か何かの工事で、生コン、コンクリートを打つような工事が発注して、築上町の業者が落札して、型枠を入れてコンクリートを打つ壁か何かでしょう。その型枠の工事を下請ちゅか、さしてもらった業者が悔やんでましたよ。

どういうこと言ってたかと、魚がとれんことになってから、水がよくふえるけ、打たせんちゅ、仕事させんちゅ、これが。漁業に対する補償は、県やらと話し合いしたとき、多分、もらっているはずだと、これ。その上に、業者に仕事をさせん、業者はちゃんと正式に入札して、でまた落札業者でなくして、その下で型枠の一部下請をしたところが、仕事もされないような状況を漁業をされる方が、漁港をよくするためにしているんでしょから。そういったことも含めて、やっぱり公共工事を差しとめるような、妨げるようなことを平気でやっていると、よくそういう話聞

くんです。

今の話は事実、最近聞いた話なんです。そんなところに補助金やるんかと。おまえ達は、議員しよって、けつつまらんのちゅ言われたんですよ。だから、じゃあ、一般質問しましょうと。

で町長、あのアサリガイはブランドですよ、僕も、この前も言ったやないですか。大いに宣伝して、大いに稚貝まいて販売せないかんと思う。で、漁業に営む人たちが裕福にならないかんと思っているんですよ。

でも、やっぱり今回は、けじめをつけるべきだと、これは私の意見ですよ。町長も議員から言われました。担当課長の処分がないで、町長と助役が処分ちや、ちょっとおかしいやない、納得できんと、こう言っていました。

じゃけ、補助金を町民の血税を不正に受給させることを気がつかなかったら、責任において、あなたは結論出したんでしょから、僕は、あなたが給料を減給することについては、大いにそれは賛成せないかんかと、私は思っているんですけど、町長、もう一步踏み込んで、やっぱりアサリガイだけやないんですよ、でしょう。まあ、過去においては、築城はレタスが特産とか、農業でも一生懸命しよる人おるんですよ。

したら、不正して金くれと、おれらもするちゅ考え方持たれたら困るやないですか。ほいで、少なくとも何年かは自分たちで、500円取ってやっているから、やっているから、そのお金と基地の関係で幾らか何かあると。それ、ためたのが、積み立てたのがあるから、それで自分たちで稚貝をまきますちゅことを言いよるちゅの、僕聞いたんですよ。

これ何千万という補助するわけで、何十万かでしょう。それやったら、一、二年してもらわなくて、何年か控えても、漁業をしている方は困らないと思うんですよ。で、それやったら、補助金くれんやったらせんちゅんやったら、せんないやないですか。

そういった意味で、甘やかしたらいかんと思います、漁村の方だけを。でも、ブランドの貝は、大いに発展させないかんとは思っています。だから、一時的にペナルティーを課するべきだと思うんですが、町長、その方向で検討していただけますか。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） まあ、今回の分は、豊前市と築上町とのいろんなケース見ておりますんで、豊前との足並みをそろえていきたいと考えておりますし、また、釜井市長とも協議をしていく状況。

そして、本来、アサリガイの補助金ということで、年間100万ぐらいの補助金でございますし、漁協が、まあ言うてこなければ、それはもう当然、補助する必要もないし、そこんところは、漁協の対応をどういふふうな形になっておる、非常に漁協の方も反省はしておるようでございますし、そういう形の中で、今年度の補助金は辞退しますと。まあ、来年度、今年度はもう申請し

ておったんですね、実際、補助金いただきたいということで。そしたら、こういう問題が発覚したということで、補助金の交付申請は、まあ取り下げますということで、来年の予算、どうするかということについては、まあ内示するかしないかというのを、基本的には、要望がなければ内示する必要ないわけでございますし、そこんところは、漁協の考え方を待って、私はあとの問題、対応していきたいと考えております。

○議長（田原 親君） 吉元議員。

○議員（27番 吉元 成一君） 町長ね、基本的には何年か、1円もやらんのが一番いいと思うんです。でも、100万要求されてきたから、ふんなら、要求してきたから出しましょうちゅんじゃなくて、そこにペナルティーを課して半額にするとか、4分の1にするとか、そういう方向を出せば、議会で賛成者が多ければ通るんですよ、ねえ、町長、そういうことでしょう。

先ほど言いました、いや、砂の中の貝と違って石に、切磋琢磨して育った貝だからおいしいんですよと、そうでしょう。町長も一生懸命頑張って、町民のために汗かいたら、いい町長になれるんですよ。我々議員もそうですよ。

まあ、ぬくぬくとしとったらだめですよ。じゃけ、農家の皆さんも、林業の皆さんも、商売人の人も、漁村の人も、やっぱ襟を正して生活してもらうためにも、町長、考えていただきたいことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（田原 親君） ありがとうございます。

.....

○議長（田原 親君） では、2番目に、13番、田村兼光議員。

○議員（13番 田村 兼光君） おはようございます。

○議長（田原 親君） 田村議員。

○議員（13番 田村 兼光君） 付け出し順に従って質問いたします。

まず初めに、町長にお伺いします。町民から、新川町長になってよかったと言われたようなことはございますか。

○議長（田原 親君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） はい、あります。

○議長（田原 親君） 田村議員。

○議員（13番 田村 兼光君） それで、今言った町民から、新川町長でよかったと言われたことを、最後まで、その言葉どおり言われるように、ひとつ努力をお願いします。

それじゃ、質問に入ります。町長は、公約どおり、福祉バスの運行実施に取り組んだことは、当たり前でありますけれども、大変よいことだと、私、思っております。ですけれども、今まで車の運転ができずに、町に出て、買い物や病院通いに不自由をしたお年寄りが大変喜んでい

思います。大変これはすばらしいことと思いますが、ひとつさっき吉元議員が、同じような質問で、微に入り細に入り細かい質問をしましたので、私も同じようなことでございますけれども、少しあの人に劣るかもしれんけれども、せっかく申し出しておりましたので、幾らかしゃべらせていただきます。

今、始まってまだ間がないであります、1日平均何人ぐらいの利用者がございますか。

○議長（田原 親君） 企画課長。

○企画課長（加来 篤君） コミュニティーバスの11月の1日から末までの乗降客は957名でございます。そして、日曜日、それから祝日は運行しておりませんので、約40名ぐらいだと思います、1日当たり。

○議長（田原 親君） 田村議員。

○議員（13番 田村 兼光君） それもすばらしいことですが、大体路線が真如寺とかそういうところは一番困るけど、築城の方でも、この役場からここをずっと発車して、安永を出て、私のところを通過して、築城市場を通過してここに来るのがあるんですよ。

だからもう、それ聞くと、今んとこ、まだなれてないけど、もう土曜とか午後は、あんまり乗り手がおらんち言うんよ。だから、担当者あたりも、これを取り組んだ以上は、本当に町民から言われるように、自分たちも何回か乗ってみて、そのやっぱ状況なんかも把握して、いつ、どんなことを言われても、自信を持って回答ができるように。

それと、まあ私が言うのは、さっき言いよったけども、同じ福祉目的でやるのやから、一番便利の悪い旧築城の上城井地区よね、こりゃ。やっぱ同じ言うように、もう本当同じこと言うちゃいかんけど、同じ医者に行っても、バス賃も高いとか、やっぱいろいろ負担がかかるけね、そこら付近も、もう吉元君が言ったからあんまり言いません。

それと、今言うたように、何回も同じこと言うけども、格差があるわけよね、お互い、本当これ言うと。だから、同じ太陽交通のバスを使いながら、本庄の人は往復するとき400円、寒田が1,300円とか、いろんな格差がつく、これをなくしてもらおうのが、これのないようにするのが行政の責任者であるあんたであります。

ほで、こういうような不公平な行政を行うことが、断じてよいことではございません。また、新たな取り組みで喜ぶ町民があり、この取り組みで泣く町民があると。地方自治の根幹である公平・平等の原則から逸脱していると思いませんかと、私はこういう具合に思っております。だから今、さっき、あなたが前向きでやるというような答弁がありましたから、そこまでは言いません。

だから、これはちょっと最後になりますけど、これ聞いたんですよ、こういうところの人から。そうすると、これ、やっぱり意見として、町長、聞いちゃっておくれ。同じ税金を払い、同じ町

民でありながら、我々が差別していると。便利のよいところの町民には楽をさせ、山間部地域に住む我々には高いバス賃を払い、また、タクシー代を払って、病院とかいろんなことに行けというのかと。だから、これは許せない。

ほで、話を聞くと、豊前市は、このバスが、全地域に回っていると話は聞いたと。だから、ひとつ町長に、これぜひやってくれと言うてくれということでありましたので、私は余りこういうところに立って言うのが嫌いじゃけれども、町民の代表だから、言われたことは、これは実行せないかん。

だから、あんたもやっぱ約束して、物すごくすばらしいことやりよるけれども、全地域の町民が、本当に、さっき言うたように、新川町長でよかったといわれるような施策をやるのが当然の責任ではないかと思しますので、ひとつあんた、どうお考えですか。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） まあ、行政執行するのに、すべてが公平にという形は、私はいかないと思います。それはもう、役場から近いところ、遠いところと、それでも不公平ですよ。遠いところの人は、やっぱりどうしても時間もかかるし、いろんな形。じゃあ、役場を寒田につくってやれと言え、そりゃつくってもいいんですけど、なかなかそういうわけにはいきませんし、しかし、今、先ほど、吉元議員の質問にもお答えしましたが、現実的に路線バスが走っておると。豊前市は、全く路線バス走っておりません。そういう形の中で、全町、できるだけ公平にと。

しかし、今、巡回バスを走らせても不公平なところございます。先ほども申しましたが、バス停から遠いところ、近いところ、自分のとこの家にバス停つくってくれという要望もあります。

だけど、これは許容範囲というものがあろうと思います。だから、上城井地区の皆さんには、平成20年の3月までは、路線バス走るという契約になっている、あとはどうするかと。それとあと、西校の分校の問題もございますし、そして、上城井地区の皆さんが、じゃあ、1日に3回、土日はもう走らないよという状況でいいのか、そこんところは、いろんな問題ございまして、地域の皆さんと話しながら、路線バスを存続するのか、あとは巡回バスにするのか、いろんな意見があろうかと思しますので、地域の皆さん、まあ自治会長さんあたりの意見を聞きながら、それと、老人会長の意見等々ございます、そういうやはり代表の意見を聞きながら、この問題は対応していくように、極力、私は公平な行政ができるようにということで努めてまいらなければと、そういう考え方で行政を進めておりますので、どうぞ御理解していただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（田原 親君） 田村議員。

○議員（13番 田村 兼光君） まあ、それをやるのが、あんたの責任やけね。

では、次行きます。築城町の椎田町が合併してから、もう11カ月になります。なりましたが、

その中で、財政の厳しい折から、各種団体、まあ補助金、交付金すべてもう同じじゃけど、町から出す金は、ありますが、合併しても少ない、限られた厳しい財源で行政を進めていかなければなりません、この時期、世間では、今回の事件に限らず、いろいろな不正補助金が問題になっていますが、この際、補助金の支給している団体の一切の監査を行う時期に来ていると思われませんが、町長、いかがですか。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、一応、実績報告と、補助金出したところには、まずは交付申請、そして、一応、事業終わったときには実績報告というものをを出していただいた。そのときに、これは当然、領収書と一応、照合等々が担当課で行っておりますし、あと、監査委員の方もおられますし、監査委員の方も、これはという形のものは、照合、すべては見るわけでないと思いますが、まあ抜き打ち的には照合していただいているんじゃないかなと考えております。

そういう形の中で、補助金だけをターゲットにするわけにはいきませんし、行政改革する場合は、すべてのものを総合的に勘案していかなければいけませんし、極力、補助金の使っていないものは、その年に返還をさせております。いわゆる補助金交付申請して、使っていないというものは、実績報告、ぴしゃっと精査して、返還命令を毎年出させておると、こういう状況でございますし、まあ、そういう形の事務でやっておることを御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（田原 親君） 田村議員。

○議員（13番 田村 兼光君） 限られた財源でやるんじゃないから。

で、なぜ、私はこれ言うかと、もう町長たち、みんなが御存じのとおり、今度は交付税のやり方が変わったじゃない。来年から変わるじゃない。そうずっと、今まで言いよった道路とかいんなやつは、もうこれが交付税の該当にならんじゃない。そうすると、築上町みたいに、人口とか面積の少ないところは、ますます交付税を削られてきたら、ますます苦しい状態が私は続くと思うんですよ。

それで、私がこういうことを言うんであって、お金が幾らでもあってやるんなら、そりゃ、何ぼでもばらまいてやったらよ、そりゃ、あんた、一番いいわね。けど、それをやることによって、泣くところも出てくるじゃない。

だから、今後、やっぱそういうような限られた財政でやっていくにはどうしたらいいかと。今後、来年から強いられてくるじゃない。だから、それには、やっぱあんたも、いろいろ公約したいろんな問題もあるわけ。町民が全部、早う言えば、町長だけれども、一軒の家じゃ、あんた、おやじと同じじゃから。だから、やっぱ不自由するところほど、ようしてやるのが、あんたの腕じゃからね、だから、それでやるには、どういう具合のあんたが、これから施策をやっていくか、

聞きたいですね。

○議長（田原 親君） 質問か。答弁要るか。

○議員（13番 田村 兼光君） ちょっとあんた、思うたことあるから。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） まあ、基本的には、補助金の問題で、補助を受ける団体というのは、これは自立事項という考え方でやっていかなければ、いってもらわなけりゃいけません、実際。

そして、どうしてもやはり補助がないと、何とか行政に頼るしかない、運営できないという形のもので、それとやっぱり町が推進する施策ですかね、それを一緒になってやろうという、そういう団体には助成を私はすべきだろうと思う、まあ考えております。

そういう形の中で、非常に補助金政策というのは難しゅうございまして、極力、補助金は、まあ今までも、合併前、旧椎田のことを申して悪いんですけども、非常に財政的に苦しかったときには、一律10%カットという形で、補助金のものをカットさせていただいた経過がございますけど、合併してすぐという考え方も、ちょっと何でしょうから、とにかくやっぱり財政を見ながら、総合的に補助金を縮減するんであれば、ほかの施策も、当然、まあ特に一番大きいのは人件費でございます。人件費も、これは労働組合と話をしながら、それと、個人ごとの人件費を減らすというんじゃなくて、人員をやはり少なくするという減らし方が、私はベターではないかなと思っておりますし、先ほど、まあ補助金だけの話でございますけど、何とか新しい施策の分は、極力私は認めない方向で行った方がいいのではなかろうかなと。非常に厳しい財政でございますんで、合併したといっても、合併しないところは、なお厳しいわけでございますけれども、合併したとしても、先ほど申したように、交付税の制度、変わってまいります。

それから、あとの一般質問にもあるようでございますけど、いわゆる所得税と住民税が支払いの額が、国と地方公共団体、逆転します、19年度から。そういう形の中で、町民税はふえるわけでございますけど、ふえた分だけ交付税が減ってくるということで、国の制度、国がこれはよくなるだけのことで、市町村にとっては、余りメリットがないという状況でございます。

以上です。

○議長（田原 親君） 田村議員。

○議員（13番 田村 兼光君） この財政のことを言うたら、（ ）ちゅこと言うたら悪いけど、あなたが、築上町の財政の現状と見通しで、あなたはこう書いちよる、支出が大き過ぎると。ほで、限られた財源を福祉、教育など、住民生活に身近な分野での重点に配分すると。ほで、今までのとおりやっていったらやっていけないと、こう書いちよるわけ。

だから、私が、その気になっておるのならば、今までこういうところに補助金なんか出してやった。今度のそこのアサリの問題でもそう思うんよね。そういうことをびしっとやるとや、本

当の意味でのお金をやった、有効に使ってもらわんでね、これ、今までずっとやっていくと、あっちゃならんけれども、いろんなトラブルが起こる。そうすると、その責任はあんたに来ます。

だから、それよか、その前に私が言うのは、監査をすると、監査の移管によっては、長年、支給してきた補助金が、適正か不適正か見直すようなことができるかもしれませんよと。

じゃけ、いろんなことを言っても、時代の流れに、私はさおは差せないと思います。流れの慣例による補助金のばらまきは、もうとめる時期が来ているのではないかと思います、町長、どうですか。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） まあ、不要な補助金は私は出さないということで、今、もうやっておりますし、あと、新規の補助金がどういう名目で出てくるか、要望があるかということは定かではございませんけど、極力、新規の補助金は私が認めていかないという方向性でおりますし、今、既存の補助金、それぞれ団体の運営等々ございますけど、こういうものについては精査はやっておりますし、まあ、こういうものは要らないのやないかという補助金の交付申請の段階で、担当課の方で厳しく、そして、補助金交付規定というのは、すべて今、整備をさせておりますし、この交付規定に基づいて、補助金は出しておるという状況でございますので、杓子定規町長が、補助金出せと出して出しておるものでございませぬし、交付規定というものがあって、これに基づいて出しておるというちゅことを理解していただきたいと思います。

○議長（田原 親君） 田村議員。

○議員（13番 田村 兼光君） いやそりゃね、わかりますよ。必要じゃから、私、与えていると。わかりますけど、監査することによって、今まであんたが100円やりよったのが、そこは本当に100円、必要だったのか、50円で済んだのか。そうすりゃ、監査をして、その50円が、もう要らんやっただとえば、それだけ町がほかの方に使えると、私は、こういう意味から、この問題を言っているんですよ。

吉元議員がさっき言うたように、これはあんたのために私は言いよるの、そうやろ。地方自治法第199条の7項に、監査委員や町長が必要と認めるときは、いつでも監査ができると。

そうすると、じゃあ、この今の問題の貝の問題でもアサリガイでもそうやろ。これは監査をしたから、これがわかったんじゃろ、そうじゃろ。じゃから、監査がいかに必要かちゅこと。交付金にしてもそうよ。町づくり推進交付金もそうと思うよ。どういうあれでやったから知らんけれども、今までやったか知らんけど、それは財政の豊かなときであって、小さな人口が少ないところで、いろんな範囲を広くするところは四苦八苦と思うよ。

それと、大きい自治会は、これをもらって話に聞くとところによると、幾らか貯金ができるというような話を聞くんよ。だから、監査をすると、そこのいろんな出納簿、いろんな帳簿が出てく

るじゃない。そうすると、いろんなことを、監査してでもごまかしや、そりゃ、向こうが上じゃけ、しょうがないやない。だから、私はこれを言うておるんです。どうですか。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 当然、行政、最後の実績報告のときでは、妥当な支出かどうかというのは、すべての担当課で、まあこれ、監査といたら法的な効力ないんですね。県の方は、いわゆる任意団体については、まあ監査ちゅっても法的なものはございませんし、例えば、農協とか漁協とか森林組合、これについては、県が行政指導監査というのがあるんですね、県の制度の中で、だから、その中で、何年かに1回は、それと福祉施設、これも県が監査権持ってます、行政指導という形の中で、だけども、町には、いろんな一切、そういう法的な監査をする権限はないというふうなことを御理解していただきたい。

だから、今回の漁協の問題も、漁協の合併で県が指導監査に入ったと、この中で問題が発覚したという状況になっている。だから、町の方が、漁協の方に、おたくの経理をすべて監査させてくれという権限はございません。だから、補助金についての監査が、まあ指導ですかね、金の使い道の指導、これはまずいじゃないかと、これは認められんということではできるわけで。しかし、いろんな形で書類がそろっておれば、それはそれで認めざるを得ないという状況で、今まで来たわけでございますけれども、非常にここんとこで難しい問題も出てきておると。

だから、先ほど吉元議員からも、その反省として、まあ何年かはペナルティー課した方がいいんじゃないかという状況もございますけど、そういうことで、あと町の監査も、いわゆるその補助金を出したこと自体だけの監査はできるわけですね。団体の皆さん呼んで、どういう使途、使ったかと、そういうことはできるんですけど、すべての行政指導監査というものは、町には権限がないというのを御理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（田原 親君） 田村議員。

○議員（13番 田村 兼光君） ちょっと、ここにね、町長、地方自治法第199条の7項には、町の監査委員は必要があると認めるとき、または普通地方公共団体の町の要求があるときは、補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償金、利子補給、その他の財政的援助を与えているものの、出納、その他の事務の執行で、当該財政支援にかかわるものを監査することができると明記していますが、これはどういうわけですか。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 今、私が答弁したでしょう。だから、補助金にかかわるものについては監査できると。そやけど、補助金以外の形のいわゆる各団体の行政全部の執行についての監査できないと。

だから、補助金についての分については事情聴取をしながら領収書を持ってこいと、そういう監査はできるわけなんです。けれども、行政的な指導監査というのは、そういう法人格を持った団体であれば、県がこれは今までずっとやってきておりますし、法人格の持たないものについては、補助金についての監査、これはできます。だから、それは先ほど私達が申したとおりです。だから、監査委員の方も監査できますよと、補助金についての監査が。

けれど、ほかの分野については、その監査はできないという形になってますんで、そこんとこ御理解、だから、補助金の交付申請等、それから実績報告、これがぴしゃっと合うてるかどうかと。

そして、あと領収書等がそろってるかという、これは監査ができるというふうに御理解をしていただければ、いいんではないかなと思っています。

以上です。

○議長（田原 親君） 田村議員。

○議員（13番 田村 兼光君） まあいや、これは、売り手買い手で、買うものは安くしようという、売り手が負けんということをいつまで言うてもしようがないや。けど、こういうことをやりゃ、わしゃね、自分のためよか、わしゃ、あんたのために思って言うたことがありました。要は、腹に決めちよるちゅぐらい。

では終わります。

○議長（田原 親君） 御苦勞でございました。

.....

○議長（田原 親君） 次に、3番目に、30番、西口周治議員。西口議員。

○議員（30番 西口 周治君） 通告に基づきまして一般質問に入らせていただきたいと思います。

職員の方々には、今回はございませんので、伸び伸びと聞いていただければ、結構じゃないかなと思っています。

まず、一番最初、基地問題について、ただいま、米軍が再編問題ということで、築城基地に来るということで、地元の人たちは米軍が常駐すると、アメリカ軍がここの町に来て居座ってしまって、家まで建てて、家族が住むというふうな思いを持っておられる方が多々おられるようでございます。

それで、今、私も言っているんですけど、いや、それはありませんよと。今、町長が我々に与えてくれる情報のとおりのことは、住民の方々には申しておるわけなんですけれども、今、議会全員は、米軍とのこういうふうな折衝事には反対だという立場は崩しておりません。

でも、執行部の方におかれましては、補償交渉みたいなものを持ってきておりますが、どのよ

うな状況まで置かれているのか、簡単でよろしいですので、まあ住民に向けての説明をよろしく
お願いしたいと思います。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 米軍の再編の問題でございますけれども、これは、閣議が決定され、そ
して日米間の交渉、相なったという形の中で、これはテーブルにつかざるを得ないという判断を
行橋市の八並市長、白石さん、3名で一応話をして、一応テーブルにつこうかということで、現
在、ついておるのは、皆さんも御承知のとおりと思います。

そういう形の中で、1市3町で要望してまいりましたけれども、この要望の回答が福岡防衛施
設局の方から参りましたが、まだまだ、この回答で玉虫色の回答でございます。

そういうことで、11月の27日に上京いたしまして、防衛施設庁長官と面談をいたしました。
ああいう回答ではどうにもならんよというふうなことで、もう少し具体的な回答を出してほしい
というふうなことで。

これが一つは、防音の関係、これが今、いわゆるコンタということで、75デシベル以上です
かね、のところでしか防音工事がされてないと。これも、騒音測定は勝手に局がやっておるとい
うことで、線引きを道路とか川とか、そういう公共物を境にして、じゃあ、隣の人と、片や防音工
事になっておる。対象区域に片やならない。道1本隔ててなるところも、おかしいじゃないかと
いうふうな、やはり全町、飛行機がどこ通るかわからんよというふうな話で、今、全町を対象区
域に、これ、一挙に全町といっても無理だから、少しずつ池に石を投げたように広げていくよう
な施策はできないかということで交渉をしております。

それともう一点は、今、対象区域内であっても、平成4年以降に建った家屋については、全く
防音の対象になってないというふうなことで、何で平成4年以降建ったの対象にならないかとい
うことで、とにかく、その土地に建つ家は、建てるときに並行分工事に取り上げる、何かおか
しいやないかと。

そうしないと、この地域は、家が全くなくなるよというふうなことで、この地域の発展、全く
ないよ、基地があるために、ゴーストタウンなるんだというふうな話をしながら、なんとか、平
成4年以降の家についても、早急に対象にし合うというふうな要望をしてきておりますが、これ
らについての一切回答が、検討しますということの回答しかございません。

あとは、米軍が来るということで、対応変更という形になります。今までは、F1がF2にな
るとき、対応変更ということで、調整交付金の増額、特別調整交付金をいだいてまいりましたが、
こういう金額、今のところは、新しい交付金制度が閣議で決定しましたんで、内容はそのうち
お知らせしますというだけで、その新しい交付金制度の内容そのものが、はっきり明示されてな
いというふうなことで、我々の要望としては、私は、原子力発電所周辺、非常に潤ってます。国

は相当力いれておる、何で、基地のあるとこ、そんなに差があるのかという申し方をしながら、今、交渉のテーブルについてますが、一切、何もまだ、そういう形で、具体的な回答が来てないということで、今後、協力に1市3町で、この要望をなんとか認めさせていくような形でないと、一応、日米共同訓練するということをございますけれども、協定書を最後に結ぶべきと考えておりますんで、前回のときも、協定書結んでおります、日米のいわゆる再編のときに。だから、これは協定書を結びながら、ちゃんとした約束事を、協定に結んでいくというふうに考えた。

以上です。

○議長（田原 親君） 西口議員。

○議員（30番 西口 周治君） 今の状況なんですが、私も、防音施工に関しましては、自治体、これがもう一つだと思います。まあ空はつながっているんですから、幾ら音がしないといっても、上の方は、空中では、もう音は果てしなく広がっていつていると思われまして、飛行機も、その範疇を飛んでいるわけですので、もし、これはもう最初、日米共同訓練とかいう前に、築城の自衛隊がある以上は、そのぐらいのことはやってほしいということしております。

2番目にあります、地元の希望の声をどう執行部が取り上げていっていただけるのかというのが非常にあります。まず、地元の人たちが言っているのはもう、そんなにうるさいで、何もしてくれなかったら移転させてほしいと。もう、みんなで、この土地から違う土地へ動かさせてほしいというのを一つ言っておりました。

そして、防音に関しましても、孫が帰ってきて、子供が帰ってきて、防音してくれんなら、もうええよと。ふんなら、築城基地自体もおらんでええよというふうな話、飛行機も飛ばんでええよ。防音もしても要らん。そのかわり、飛行機も飛ばんでもいいというふうな話をしています。

あとは、個別補償、今はカメラミッションに関しましては、漁業協同組合の方に、何らかの補償はされておると思われますが、そういうふうな個別補償を何で我々のところにしてくれんのやろうかというふうな話もしておりました。まとめて言いますと、まあ、そういうふうなことがあります。

私は、個別補償に関しまして、非常に難しい問題だと思いますけれども、1つの案としましては、今、八津田地区北部の下水道事業がほぼ完成しております。それに、皆さんが負担金を払って行って、そしてまた、お金を払って、使用料として払っておりますが、民生安定としても、当然、公共下水道というのは必要だと思われまして、で、防衛庁としても、その辺の民生安定のことを考えれば、その使用料の半分ぐらいは、防衛庁の方が見てもらってもいいんじゃないかというふうな観点でもあるわけなんです。

これは、町に対して交付税がふえましたよとか、特別交付税つくりますよとかいうんじゃないかと、これがやはり、民間、地元住民一人一人に分け与えられるような効果があるんじゃないかと、

私は思われます。おじいちゃん、おばあちゃんが住まれて、4,000幾ら払うのが、2,000幾らになれば、非常に助かっていくんじゃないかなと。使用料が高いから入れないというふうな人たちの声もありますし、そして、今、浄化槽を入れてるけど、これだったら、1カ月に1万円ぐらいだったのが、7人も家族がいるのに、一気にふえてしまうというふうな話も出ております。

そういうふうな中で、もう分け隔てのないような施策をとるというふうなことで考えれば、地元、私は八津田地区なんですけど、八津田地区の人たちから言わせれば、我々がうるさい思いをされていく町に金がおりてきているのに、その町におりている金は違うところに使っているという不平不満がかなり出ているようにあります。

で、よろしければ、そういうふうな考えはどうでしょうかというのが意見として出ておりますが、どうでしょうか、町長。

○議長（田原 親君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今んところは、そういうソフト的な制度が全くないんですよ。まあ漁協の方は、漁獲高の減少、いわゆるカメラミッションをちょうどます網のところでやるというところで、そういう話が若干、漁獲補償という形で出ておるようでございますけれど、まあ、そういう制度が今んとこないということで、これも、我々、農業をしよる方が、飛行機が通りゃ首を上げるということで、首上げ料を出せという要望はしておるんですけど、なかなか聞き入れてもらえないと。まあ、下水道の件もしかり。

NHKの受信料というのは、これは当然、騒音被害が実質あるというふうなことで、半額の助成がたしかあると思うんですけど、まあそういうことで、ソフト的な形で、基地があるために民生を安定させよというようなことでの要望、やっておるんですけど、なかなかこれは実現、今までしないというのが実情。

だから、特に、八津田地区の人から、首上げ料をくれという要望、非常に強うございます。しかし、今んところは、ちょっとなかなか言っても、防衛施設庁の方。だから、それに見合うような新たな交付金が出てくれば、一番私はいいが、何に使ってもいいよと。

今の補助金というのは、何か物をつくらなければならないというのが補助金です。だから、道路をよくしたりとか、水路をつくったりとか、それから楽器をつくったりと、そういう何かつくらんと補助金が出ないというのが、今の制度でございますし、本当はもう、これ、金をやるから勝手に使ってくれという補助金が一番いいんですけど、そういう補助金、なかなかメニューとしてないというのが現状でございますし、何とか、名目をつけて、この分を使うという形で要望あるよということで、特に、これは基地対策委員会の方からも、非常にこういう要望が上がってきておりますけれど、なかなか毎年、福岡防衛施設局の方に提案、提出するんですけど、聞き入れてもらえないということで、一つはこの米軍再編を機会に、何とか少しでも実現の運びになれば

ということで、協力を運動してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（田原 親君） 西口議員。

○議員（30番 西口 周治君） 防音の件に関しましても、今の補助制度、下水道の処理費用、こういうのは、やはり皆さんに均一に分け与えられるような制度でありますので、ぜひとも、これは米軍再編にかかわらず、とっていただきたいと。

そして、1カ所、例えば北部地区がとれば、築城のこの今の公共下水道の分もとれるんですよ。そうすれば、今度は高塚もとれてくるやない。順にとれてくるの、一つづつをつけたらどうかなということで、一つづつをどうにかつけていただきたい。

そして、もし特別に、そういう交付金が、今、つくっていますよということであれば、その中をすべてどこどこで使うのじゃなく、やはりそういうふうな防音、騒音被害にかかわり合いあるような人たちに、幾らか優先的に使っていただきたいと思います。

次に参ります。ビラ・パラディについて、先日も私、泊まって酒飲んで、夜中まで騒いで回ったんですが、非常にいいところなんです、何しろ、お母さんたちが高齢化されておまして、非常にきつそうだったので、朝も、飯はゆっくりでいいよということで、8時過ぎにごはんを食べようというふうな話をしたんですが、行けば非常にいいところで、話も聞いたら、やはり北九州方面、または中津、それと大分とか東京方面とかの人たちが来て、ちょっとゆっくりとして行かれるというふうな話を聞きました。

でも、今のまんまの運営状況じゃ、いかんせん、ちょっと高年齢化も進んでおりますし、どういふふうな運営状況にすればいいのかというふうな、非常に不安もあるみたいでございます。

そして、これから先、12月、1月、2月となると、また雪がぽこっと降れば、通行どめというふうな状態になりますが、これからの運営方法や、それと、今、現状は、今、そういう現状なんです、どのような方策を練っていつているのか。まあ、それは第三セクターの方にお任せしているわけでしょうけども、管理体制化、特に建物は町の建物ですし、捨てておけば老朽化してつぶれてしまうと、そして、また補助金の返還等々にもなると思いますので、その辺、どういふふうな考え方をされているか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 一応、ビラ・パラディですけれども、西口議員の指摘のとおりでございます。

まあ、少しずつは収益のんでおりますけれども、まだまだ支配人の給料を出すまでには至っていないという状況でございます。何とかしないかということで、ことしから指定管理者の制度ですべて任せると。そして、私も第三セクターの社長を退いて、民間の方にしてもらっています。

そういう形の中で、セラピー構想というのを私はずっと前から立ち上げております。いわゆる健康志向をするような館になって、カリキュラムを組みながら、都会からの人、また地元の人も、結構、そういう健康志向をするようなセラピーの館にならないかということで、今、検討しているけれども、なかなか今んとこ計画、あと金が要るような状況もあるということで、金は町はもう補助しないというふうなことで、もし、金が要るような形であれば、資本をふやす増資、これをして、民間と町にも、それは当然、増資という形になれば、議会の皆さんに相談して、ぴしゃっとした計画書をつくれと。

そういう形の中で、議員さんが納得してもらえれば、増資もやぶさかでないだろうというふうなことで、計画書をいろんな運営法の計画書をつくりなさいということで、今、株主としての指摘はやっておりますし、そういう形の中で、今、しいだサンヨーの方で、インストラクター制度ということで、今の支配人、木本君がインストラクターなりながら、あと、料理人を先ほど言われました高齢化しております、実際。もう、80のいわゆる田舎の料理という形の中で、老人会の皆さんが、そこで料理をつくって出していただいているという状況もございます。

非常に味はいいんですけども、先行きがちょっと危ぶまれるということもございますし、そこそこ、ちゃんと第三セクターで、いわゆる指定管理者制度をとっておるんで、あんた方、ぴちゃっと計画立てながら、そして、まあ相談に来れば応じる場合もあろうし、いや、これはだめだという場合もあろうし、ちゃんとした計画を立てて持ってきたさいというところまでは、指示はしております。

以上です。

○議長（田原 親君） 西口議員。

○議員（30番 西口 周治君） まあ皆さんが行かれれば、一番潤うだろうと、まあ、町民の人、2万人、もう超してますからね、2万何千人の方が、1年に一度ずつ訪れれば、ある程度の潤いは保てると私は思うんですが、いかんせん行ってない方が多いんじゃないかなと思います。

あそこは、本当非常にいいところですし、もう、でも草刈りとか、ああいうふうな余分な費用がかなり食い込んできているんじゃないかと、私は思うんですよ。

で、あそこの国見遊学者だけの運営管理だったら、まあ、非常に楽かなと。その後ろにある博物館ありの奥の方に音楽堂ありの、そして、その上には砂防ダムあるのか、ぐらいまでを管理しているみたいですけども、確かに、あとの整備、まあ道路の整備は県道ですから県の方をお願いして、そして、周りの整備をやっていくのが管理責任上のことだと思います。

でも、あそこで私思うんですけど、まず売り上げを上げて、都会みたいにもうけを出せるというのはほとんど不可能じゃないかなと私思います。やはり施設がある以上は人に来てもらい、だから、完全な休みをつくるとか、いろんな体制をつくって、ある程度のカリキュラムをつくって

あげたら、私はいいい施設になるんじゃないかなと。24時間、365日あいてますよとか言っても、来ない日まで行かなきゃいけないような、そういうふうな状態を私はないと思います。

だから、かえって、いついつはお休みですよと、いつからいつまではあいてますよというふうな時間設定とか、それとか、遠くの人たちに来て、ゆっくりとしていただける場所を提供してますよという宣伝効果も、宣伝はやはり町の方でやっていただきたいと思いますが、その辺はどうですかね。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 宣伝は観光という形の中で、ぜひよそからどんどん来てもらって金を落としてもらうということは、これやぶさかでございせんし、そして、今市町村共済組合の指定は受けて、そういうすべて口コミでの宣伝しか今になってないんですけど、すべて築上町のいろんな、いわゆる大楠とか、いろんな行事等々あわせながら宿泊ができるようなということで宣伝していけばどうかと思っております。何分健康志向型のカリキュラムを組んで、多くの人を集めるという、よそでも小国町でグリーン・ツーリズムということで、非常に立派に運営してる館もございせんし、そういうところがもし違う方向で人集めができるような形、そうすれば健康志向型のいわゆる教室を開きながら長期滞在、1週間カリキュラムを組むと、そして、そこで都市の皆さんに来ていただくという、そういう一つの仕掛けが必要ではないだろうかと思っております。

以上です。

○議長（田原 親君） 西口議員。

○議員（30番 西口 周治君） 牧の原キャンプ場は夏になると非常に満員で、大忙しということで、あれだけ客が来ますので、ぜひとも築上町のいいところ、また、泊まれるところ。

だから、キャンプ場とすれば2カ所ありますし、そして、浜の宮もありますので、そういう宣伝効果も多々あると思いますので、この町のそういうふうな施設またはこういうことがあってますよという宣伝をぜひとも外に向けてやっていただきたいと思います。

3番目、昨年オープンしましたメタセの杜、一周年がこの前ありました。そのときに町長はお金をもうかっていただいて、当該町に返金できるように頑張っていたきたいというふうな祝辞の中で述べておりました。今有永さんが資料をいただいたときに、私は出さなかったんですが、非常に2,000万、2,200万、2,300万と売り上げが大体2,000万で推移しております。向こうの社長さんたちに聞いたら、今のところ黒字だよというふうな話をしておりました。

でも、この黒字がいつまで続くかわからないと、だから、目玉を少しずつ変えていかなきゃいけないだろうと。前、築城基地のF2が来るときに、私がイイサワさんに聞いたときにF1くれたらいいのに私言うたことがあるんです。上げますよと言われました、すばっとその場で。ただし、移転費用が要りますよと、移転費用が何千万かかかりますということで、あとは管理しても

らえば差し上げますという話を聞きました。

でも、それは論外としましても、あそこは築城、国の土地を半分ぐらいを借りてやってるというふうに聞いておりますが、そこにF 1を1個展示したらどうかと私は常々思っております。これは「築城航空基地のまち 築上町」ということで、いい宣伝にもなるんじゃないかなと。移転費用というのは非常にかかるから、その辺はちょっと自衛隊の方に泣いていただいて、あなた方が真上通りようるんやから、ついでに近くに置いとっていいんじゃないかというぐらい、86は中に飾つとるんやから、外にF 1、1個飾ってもいいんじゃないかというふうな折衝を町当局にさせていただいて、町から金を出すんじゃないですよ。防衛庁の方からお金を出していただいて、そこまで持ってきてもらって飾っていただくとか、そういうふうな目先を変えた方法をつくっていただきたいなと私は思います。

それと、もう一つは、築城基地内に築城基地の変遷を飾った資料館があります。昔の戦争のときからずっと始まってきて、今のF 2が来るまでの変遷、ずっと歴史的なものを書かれてあるのが築城基地の中にありますが、これは基地内に入らないと見られないと。

だから、築城基地はどうなっているかというのがわからない。そうなれば、あそこに築城基地が出前の資料館をつくってもらって、基地とはこういうものですよと、自衛隊とはこういうことをやってますよというのを宣伝していただいたらどうかと。どうぞ場所を提供して、お客さんも呼びますので、どうぞここに来て、そういうふうな展示をしませんかというふうな働きかけはどうかと。そうすれば、一つ目玉が、F 1がここにがあと本体がありますよと、こちらには資料館がありますよと。そして、築城基地、旧海軍飛行隊のときからのずっとの変遷が見られますよというものを宣伝しながら、自衛隊もこういう活動をしてますよという住民の皆さんにも納得をしていただけると。いつもいつもそこに来れば見られますよというふうな宣伝の場を設けてあげますから、どうかつくりませんかというぐらいのことを自衛隊に言ってみたらどうでしょうか、町長。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 一応メタセの杜の件でございますけれども、先ほど西口議員が言われたとおり、大体月に100万ぐらい収支で黒字になっておると。

しかし、まだまだ管理費等が開館してから、開館行事に大分金を使っておったということで赤字でございましたけど、開館行事のお金もペイできそうなどこまで持ってきました。後は維持管理費で、来年からは大分草が伸びると思います。去年は余り草伸びなかったけど、そういう草刈りの賃金等々が大分出てくるのではなかろうかなと考えておりますけれども、今の状況でいけばとんとんでペイできる、少し余るかなという状況じゃないかなと考えております。

そういうことで、今取締役以下、社長以下、頑張ってもらっておりますし、逐次私の方には社

長が今月の売り上げ幾らだった、そして、必要経費は幾らだったという報告来ていただいておりますし、非常に株主としては経営状況を知らせてもらってありがたいことでございます。

そういうことの中で、先ほどF1がもう既にことしの4月で廃用になってしまいました。そういう形の中で、ぜひF1をあそこの一応メタセの杜の中に展示したいという話もプロバンスの方からあっております。

そういう形の中で、どれだけの経費がかかるのか、そして、維持管理費はどれだけかかるのかということで、今担当の方に検討をさせておりますし、余り金がかからなければ、これは展示しながら客寄せの一つとして置いてもいいのではないかなと思っております。

しかし、べらぼうな金かかれば、本来ならプロバンスの方で、いわゆる維持管理費も出してもらえれば一番いいと思うんですけど、そこんとこの検討をちょっとプロバンスと話をしながら、前向きには検討してきちっと話も進めてます。

それと、資料館の方、これについても、これは福岡防衛施設局の話になろうかと思っておりますので、今回の米軍再編との話も絡めまして、一つの方法ではないかなと思っておりますので、打診をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（田原 親君） 西口議員。

○議員（30番 西口 周治君） ぜひとも今運営がそのまま推移するのじゃなくて、これからもう一段階、もう二段階、もう三段階とだんだんと目玉というか、人が来るような客寄せをするようなものやっつけていかないと、どうしてもじり貧になっていくというのが、この辺の施設の現状でありますので、その辺はよく考えてやっていただきたいと思っております。

あと9月議会のときに言いました職員、これ助役さんも秘書課長さんもしっかりと勉強させますと。勉強させますはいいいんですけど、私が言うのはこの中で勉強するのではなくて以外、例えば、トヨタさんとか、それとか今飛んでますよね。飛行機の会社、ああいうふうなところから来ていただいて電話の対応または人との接し方、話し方、そういうのを習ったらどうかなと私は常々思ってます。これが将来のビラ・パラディやメタセの杜やそういうふうなのになんか活かされてくると。皆さんが出向していけばいいんです。メタセの杜にいて、いらっしやいませと言って、皆さんでやっていけばいいんじゃないかなと私思います。そのぐらいの気持ちで「井の中のカワズ大海を知らず」じゃなくて、井の中のカワズだけにはならないように、また、井の中から飛び出して行っていただきたいということを念願いたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田原 親君） 御苦勞でございます。

.....

○議長（田原 親君） 次に、4番目に29番、有永議員。2件じゃから、余り長うかからんじやろう。

○議員（29番 有永 義正君） できるだけ早くやります。

○議長（田原 親君） 有永議員。

○議員（29番 有永 義正君） ちょうど昼食時でございますので、できるだけ早くやります。では、1番目の質問に入ります。

企業誘致とその受け皿対策をもっと積極的ということでもあります。築上町での企業誘致に今まで感じたことは、余り進展が見られません。また、企業の受け皿団地の確保策もほとんど進んでおりません。そういうことで、当町長・助役はトップセールスマンとしてもっと動いてもらいたいということの主な要望でございます。

新町の建設計画の中に産業の振興策として雇用促進対策、若者定着策による雇用の拡大と後継者不足の解消、また、福岡県の北部九州自動車100万台生産拠点の形成に伴う積極的な企業誘致、既存企業の育成支援等を上げております。平成18年の4月1日、企業立地課を立ち上げ、3名の職員で日常業務に当たっておりますが、仕事の内容等が余り見えません。

それで、今仕事の内容とか、今の取り組み、今後の取り組み等を説明をお願いしたいと思います。課長。

○議長（田原 親君） 課長。

○企業立地課長（竹本 正君） 企業立地課の竹本です。4月に企業立地課が設置をされました。たしか6月議会に塩田議員からも質問がございまして、そのときに町が適地を、いわゆる企業にPRする適地をどこにするかということで、まず検討しておりましたということの御報告をいたしました。

その中で、財政的な問題もありますので、町有地をとということで、町が抱えてる土地ということで、今湊の適地、これをひとつ企業に売りましよう、PRしましようという方針を出して、その中で、じゃもう少し適地の条件整備をしましようということで、今アクセス道路の予算をいただいて整備をしましようということで、道はまだ完成はしてありません。設計段階ですけど、そういった条件整備を進めながら企業に売り込みをしましようということで、現在まで取り組んでおります。

ただ、残念ながらここで企業が来ますよという報告はできませんが、いろんな機会を通して、企業にはPRをやってきております。

ただ、私どもも何度か接触をする中で、私が考えたら湊の適地は決して立地的に不便なところではないというふうに考えますけど、ちょうど築上町がどうしてもポケットになっております。ほかのまちでは自動車関連企業がいろいろ進出をしてくる中で、どうしてもここがポケットにな

ってる。その原因がどこかにあるんだろうというふうに思いますけど、なかなかその原因は、企業側が考える本音というのがなかなか聞き出せないで、わかりません。

ただ、しかしながら、このまま手をこまねいてというわけにはまいりませんので、いろんな方面通して、今誘致活動はやっております。現状ではそういう状況でございます。

それと、あわせて日奈古の土地につきましては、この前、6月のときに申し上げませんでした。今行政財産でありますけど、企業が来るということになりますと、いわゆる用途変更いたしまして、売却も可能であるという事務手続を今防衛の方と進めておりますけど、ただ、大々的にPRをしてもらっては困りますというちょっとたがいははめられておりますので、その辺のところが大きく営業活動できない一つのネックにはなっております。あそこもまとまった土地でありますので、非常にいいとは思いますが、湊の方は若干面積的には厳しいものがあるのかなという感じはしております。その辺のところは感じですけど、まとまった、本来なら土地があつたらもう少し変わった展開も考えられるのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（田原 親君） 有永議員。

○議員（29番 有永 義正君） 今のところ湊の工業団地はここに資料がありますが、1町2反ぐらいの、そのぐらいの面積しかありません。それで、今まとまった土地がほかにあるということちょっと聞きましたけど、それを工業企業団地の方に進めていくことについては私も大いに賛成でございます。この前も湊の今の1町何ぼうですか、そこにはこの前、会社が一応見に来ましたけど、残念ながら、ここは、要するに、不適とは思えませんが、残念ながら、ここに来ることまではいきませんでした。

そういうことで、あるところをもっと積極的に企業誘致活動は進めていただきたいと思います。余りにも今上げましたけど、企業の受け皿が——受け皿というか、まだ本当に決まっておられませんし、まだありませんので、早急にそういうのをつくる必要があろうかと思えます。

日産自動車の伊佐山副会長は、「九州工場は、アジアの戦略拠点であって、年間台数が50万台以上で、トヨタ、ダイハツの生産拡大で、年間100万台時代を迎えた」と、「自動車メーカー各社の九州での部品調達はまだ半分程度で、残りは関東などより調達している」と、日産自動車の副会長は、「当社は8割の部品を地元で調達したい」というふうに話しております。

また、最近の新聞によりますと、トヨタ自動車九州、宮若市は苅田工場のエンジン生産量を倍増する方針を明らかにしております。生産ラインの増設を現在の年産22万基の生産能力を、2008年には40万基の生産規模に高めると、そして、新規投資額は300億とも言われております。

また、東の方の中津市のダイハツ九州は、2年前に操業し、現在、年間25万台の生産体制を

維持しております。そして、隣接地に50ヘクタール、要するに、50町歩あるところに、また別に20万台の生産できる新工場の構想もあると言われております。

このように築上町は地理的には、トヨタ、日産の苅田町とダイハツの中津市の中間に位置して、将来企業誘致の可能性は非常に高い地域と思います。隣の豊前市では、福岡県の企業局が所管する豊前東部工業団地、約23町歩を完売して、ダイハツ九州の生産拡大路線が明らかになったことで、自動車関連部品メーカーの九州進出が今後も増加することが予想され、既に次の受け皿づくりに取り組んでおると言われております。釜井豊前市長、豊前市商工会議所会頭、後藤県議等で県知事、県の企業局、県の立地課、自動車産業振興室等に継続的に働きかけもやっております。町長、その点やる気はどうか。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 議員御指摘のとおり、立地する土地というのが築上町限られております。今企業案内にしておる湊の干拓の中の土地と、それから、干拓の外に七、八反ぐらいありますけど、その2カ所しか今ないわけです。そういう形の中で、旧築城町の方も下築城の焼却場の城井川の間、予定地にされましたけれど、これは何か都合で断念しておるといふような話も聞いておりますし、とにかくそういう形で、土地がないというのが一つの問題で、そういう形の中で、先ほど課長の方からもございましたけれども、日奈古のグラウンドもやぶさかでないといふようなことで、地域振興のために、そしてまた、新たな形で、何とかグラウンドをつくれればいいんじゃないかという気持ちもございます。

そういうことで、広範な提供できる土地というものは早く私は売り出しをして、企業誘致したいというのはやまやまでございますけれども、進出してこようかという話はあるんだけど、なかなか最後のじゃ来ますといふところまで行かないで、一応会社の都合で今回は見合わせますと、そういうふうな答えが非常に多いわけでございます。今でも何社かいろんな形で、築上町に触手をしておる会社はあるんですけれども、今調査中というふうな状況のようでございます。

そういう形の中で、何とかこの町の雇用、それから、農業振興を私は考えなければいけないといふようなことから、いわゆる今環境で、非常に炭酸ガスが多く出ているということで、京都議定書にもあるように炭酸ガスを規制して出さないようにしようと、その一翼を担えればいいなということで、転作田を利用して多収米をつくり、それをアルコール、エタノールにしてガソリンの中にまぜて、いわゆる今日本ではE3ということで3%まぜる予定があるようでございますけれど、本来ならこれは法改正して10%、ブラジルあたりで既に10%、25%ということで自動車にガソリンをまぜながら、エタノールをまぜながら環境保全に尽くしておるといふ状況でございます。これに着目いたしまして何とか農業振興。

しかし、本町だけの転作田では事足りないというようなことで、県や農水省の方にも構想をぶ

ちまけたら、今調査事業をもらっておるというのは議員も御存じのことと思います。この調査事業の中で何とか、ここにエタノール工場をつくって農業振興と雇用、そうすれば商業の方も力が出てくるというようなことで、何か一つ歯車が回り出せばいいんじゃないかなということ、誘致とともに立地を試みていかなければいけないだろうと。そうすれば大手の醸造会社が出てきて、エタノールを製造すると。そしたらまたこれを運ぶ運送業も一つ充実できるのではなかろうかと思っておりますし、そういうことで、非常に難しい形でございますけど、何とか突破口を開きながら築上町の発展に何とか邁進したいと、このように考えております。

以上です。

○議長（田原 親君） 有永議員。

○議員（29番 有永 義正君） 今町長の答弁は、私の要するに質問の内容と大分食い違っております。豊前市長等は積極的に企業誘致、あるいは受け皿を、要するに、地元がつくって、そして、企業誘致等はどんどん県等には働きかけて、そして、来るようにしてもらいたいというふうには私は、私の質問の趣旨でございます。

続けます。

それで、トヨタ自動車の本社で部長まで務めて、現在は関連会社の顧問をされている私の豊津高校の先輩がいます。築上町への関連会社の誘致を私もお願いしました。そしたら、「協力はするが、受け皿が確保してるか」と、それも私、椎田干拓の2町5町歩とか、日奈古グラウンド5町歩ぐらい、それを言いましたら、「そのぐらいの面積では話にならん」と、やっぱり何十町というぐらいまとめて、要するに、地元が本当に関連会社を誘致する思いが本当にあるなら、そのぐらい積極的に探さんかと、確保せんかというふうには私言われました。

それから、築上町の中の椎田干拓地でも総面積が約130町歩あるそうです。それは町長が一番わかっとるけど、それと、水田面積が90町歩ぐらいあると言われております。その一部ではございますが、耕作者の方に聞いてみますと、私たちは入植当時の人が今も多く残っていますと。子供、孫の代になったら遺産相続等も、相続関係も非常に難しくなりますと。今なら町行政が積極的に受け皿対策に努力するなら、私たちも協力は惜しまないというふうな声も聞きました。それで、積極的なそれをお願いしたいと思います。

また、今後は築上町の人口増加対策、税収増加対策、また、財政基盤の強化対策、若者が残るまちづくり等に早急に、かつ積極的な取り組み課題が山積しております。また、新川町長のマニフェストにも「若者の定着と雇用の場を創設するため、また、財源確保のため、企業団地の設置を行い、自動車関連産業を主体とした企業誘致を促進します」と、また、「企業誘致で商工業の振興連鎖反応を呼び起こします」と、「毎年の人口自然減の中で人口3万人を目指したまちづくりを行います」というふうには新川町長はマニフェストの中で示しております。

それで、3万人のまちづくりをするには、まず、私は、要するに、企業誘致と並行して企業の受け皿対策を、要するに、本当に今すぐにでも本気になって取り組む必要があるかと思います。その意気込みを聞きたいです。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 受け皿づくり、土地の件、話したつもりでございますけど、ちょっと舌足らずなところあったと思いますけれど、豊前の企業団地、行橋の企業団地、これは県営の企業団地でございます。県の方の意向で地域を振興させようということで、企業誘致用の団地を県の企業局の方がつくって、今企業管理者が運営をしておるところでございます。

そういう形の中で、本当は旧築城町、旧椎田町、それぞれ1町ずつ配置を県がする計画があればいいけど、やっぱり市しか配置する計画なかったんです。それは10年前ぐらいにそういう形で、行橋市はまだ大分あいておるようでございますけれども、そういう形の中で、今私も何で我々の町にも県はつくらんかという話はやっております。県営のまとまった土地を、企業団地を県の方で何とかつくってくれという話はしておりますけれども、なかなかそうは県はいかないような状況もあるようでございます。そういうことで、非常に県の県政という問題もございまして。

そして、あと何と申しますか、干拓の問題ですか、これも今農業振興地域という問題をかぶっております。だから、これは大ざっぱには個々に我々の方から、しかし、打診があれば、何とか農業振興地域を解く方策は県の農政局、農政部、そして、九州農政局あたりに働きかけながらやっていくという必要があるかと思っておりますけれど、今これを取っ払って、県が企業団地づくりたいという形になれば、どっかにまた農業振興地域をつぶしてやらなきやいかんという問題も出てきますし、これを町の方からどこどこを指定してするというわけにもいかないし、（ ）企業から10町歩、20町歩欲しいという要望が出てきたときは当然私もこれは実現に向かって努力しますが、10町歩を企業誘致用にしますから町で買収しますとか、そういうわけにはいきません。だから、そういうタイミングというものが有りますので、タイミングが合ったときには、これは一生懸命努力していくと、このような形で理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（田原 親君） 有永議員。

○議員（29番 有永 義正君） すぐに時は過ぎますので、積極的に対応をお願いしたいと思います。

1番目の問題はそれで終わります。

それから、2番目の質問に入ります。

障害者に行政はもっと支援をとということでございます。これは障害者支援法がことしの4月1日から一部施行され、10月より本格施行後、障害者、その家族、また、施設から不満の声

多く聞かれております。障害者支援法の施行以来、通所先の施設からもらう給料よりも多額の施設、利用料を支払うなど、通常では考えられない逆転現象が起こっております。

東京都の調査でございますが、通所型の授産施設では利用者に4月以降は1割負担と昼食代等が新たに加わり、4月までは月平均1,880円だった利用料負担が約9倍の1万7,152円となっております。そういうわけで、10月の31日には障害者等約1万5,000人がプラカードや横断幕を手にして厚生労働省周辺に集まり、障害者の生活に深刻な影響が出てくるとして、支援法の早急な見直しを訴えたとされております。

また、旧作業所全国連絡協議会の調査では、障害者支援法が施行してから、4月から7月までの4カ月間の間に全国531施設で108名の退所者が出たと。また、今後、要するに、利用断念を検討している人も157名いたというふうに示されております。給食の利用をやめた人もこのほかに出ており、利用者負担の導入の影響が各所に出ております。

また、支援法では従来公費から1カ月分まとめて施設に交付されていた報酬が、利用実績に基づく日割り計算となり、障害者が休んだ場合には交付されなくなったとしております。この結果、利用者が低調だと収入に直接響くようになり、施設の収入が大幅に激減しているそうです。

それで、それに対応するために職員の給料を1割カットしたり、職員をパート化したり、作業日を月2日ふやしたりして低賃金、（ ）過重労働をしても、経営基盤が揺らいでいるのが実情でございます。このように当通所授産施設にしても、利用者にしても、その家族にしても、負担増に対して将来を危惧して悲鳴を上げている状態と言われております。

築上町内の例をとりますと、築上町内の授産所に通っている障害者の方に話を聞きますと、行って楽しいと、友達もおると、また、自分の大切な職場ですというふうにも話してくれました。夢や生きがいをなくさせてはいけなと感じました。国もやっと自己負担の一部凍結する改正法案や自己負担軽減を含めた対策を年末の決まる補正予算に盛り込むような動きもあります。北九州市では12月議会に支援策を盛り込んだ法案を提出すると新聞に出ておりました。築上町では、現在、通所授産所施設の利用者や施設に対する支援は現在どうなってますか、課長。

○議長（田原 親君） 担当課長。

○健康福祉課長（吉留 久雄君） 授産施設に対する支援でございますけども、それは法律どおりの支援になっております。一部負担金でございますけども、4月にこれは改正されまして、それまではほとんど無料の方が多かったわけですけども、その後1万1,000円から1万6,000円程度の食費含めて負担になってる部分が多いみたいで、（「1万1,000円じゃな」と呼ぶ者あり）1万1,000円から1万6,000円程度、月の負担になってる方が多いようでございます。

○議長（田原 親君） 有永議員。

○議員（２９番 有永 義正君） いや、今私がちょっと聞いたのは、要するに、築上町の行政としてどのくらい、要するに、そのくらい、要するに、助成しとるということ。

○議長（田原 親君） 担当課長。

○健康福祉課長（吉留 久雄君） 町内の施設に対する分でございますけども、大体２００万程度が支援費として出ております。

○議員（２９番 有永 義正君） ２００万支援してますか。

○議長（田原 親君） 担当課長。

○健康福祉課長（吉留 久雄君） 授産施設についてはそうでございます。

○議長（田原 親君） 有永議員。

○議員（２９番 有永 義正君） 今課長が言われたのは各自治体に町外者、相談支援センターが、各自治体が責任持ってせなならんというふうに県から、要するに、決まったですね。そういうふうにされたことがあると思います。そして、築上町も町内のあるその指定を受けた授産所に今言われたぐらい支援しているそうです。私は、きょう今聞いていますのは、もちろんそれとは別に、先ほど言いましたように支援法を施行したことによって負担、少ない給料の中から給料以上に負担がかさんで、授産でも利用者も家族も悲鳴上げようという、そういう現実があるから聞いているんです。

それからまた、築上町内のある授産所施設では昼の食材として、ことしの３月まで国から５００円、その内訳が、人件費が２７０円、それから、２３０円が材料費だそうです。そのくらい、要するに、５００円を丸々補助を受けていたのが、４月から全面的に廃止になり、給料の少ない障害者には大きな負担となって、それで、昼飯には毎日カップめん等を食べて、それで、昼飯を済ませているそうです。それを見ると、彼らの、要するに、今後の健康状態が懸念されますというふうに言っておりました。

それで、せめて、要するに、行政が材料費２３０円だけでも助成してもらえんかなというふうにも言っておりました。その点どうですか、町長。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 今ことしの４月から障害者自立支援法という法律が施行されて、これはやはり障害者にとって負担の法律だと私は考えております。今までの障害者に対する施策よりもすべて１割出していかにかんという状況になってますので、これは私は悪法だと思っております。厚生省の方も何とかこれ通させてくれと言って、全国に何か施設の方、理解してほしいという話で回ったという話も聞いてますけど、とにかく法律だけは通させてくれ。後から改善するからという、しかし、この問題についてあと町の方が補てんせよと言うても、なかなかやっぱり財政的に非常に難しいという問題もございます。だから、これは国で私は措置すべき問題だろう

と思いますので、町挙げて私も運動してまいりますし、ぜひ有永議員も意見書等を上げながら運動をしていただければありがたいなと思っております。

なお、本町の障害者の助成ということで、国の措置以外には障害者の医療、これは3級まで障害者医療、国の分は2級までしかしてないんですけど、町独自にやってるのは3級の医療費までは一応助成していこうということで、これはやっておる。あとは独自の医療というか、補助金はある程度授産施設等、あごらとかございますが、運営費補助は若干出させていただいておりますというのが、これが町独自の補助金でございます。

以上です。

○議長（田原 親君） 有永議員。

○議員（29番 有永 義正君） 余り見えない今補助金と、私はそう感じます。身体障害者が訓練の効果を上げるために、更生訓練を受けるのに必要な費用の更生訓練費というのがあるそうです。これは今築上町の施設では大体月額3,150円かかるそうです。これは指定特定の身体障害者通所授産所施設で、訓練に従事した日数が月に15日以上の場合に3,150円かかるそうです。普通授産所施設は大概通ってくる人は二十二、三日通ってきよるそうです。

それで、更生訓練費さえ4月から全面的に助成が打ち切られて、非常に訓練生等も悲鳴を上げよるといふか、昼飯のときはその話をいつまでもしよるといふことで、そういうふう聞いております。近隣では行橋市が市独自で全額助成してるそうです。更生訓練費をです。このように援助をどうしてもせんならんとするには援助の手を差し伸べるのが行政の役割の一つと考えます。

それから、今町長が言いましたように、築上町の障害者医療面でも合併前までは旧椎田町民のみ助成が3級手帳保持者、助成していたのが、今町長も言われましたように合併から、4月1日から全町的町民を対象に3級まで拡大しているというふうに言われました。これも町長のマニフェストの中に出ておりますし、これはいいことと思います。今後ともそういうふう弱い立場という言い方は語弊かもしれませんが、そういう方々のために夢や希望がなくさないような支援策を行政としてお願いしたいと、私はそう思います。町長どうですか。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、これは国の私は措置が一番大事だろうと思います。自治体という非常に、今我々財政面で非常に四苦八苦しておる状況でございますし、極力そういう形で、財政が豊かであればやっていきたいというふうに思っておりますけれども、今のところそういうことをすればまた国の交付税が削られたりとか、いろんな面も出てきますし、非常に難しい半面、だから、私はすべてやっぱりそういう障害者の係る予算は国がおぜん立てをするのが当たり前じゃないかと考えておりますし、そういう運動と一緒に私はやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（田原 親君） 有永議員。

○議員（29番 有永 義正君） 今後とも国等に積極的な働きかけをお願いして、質問を終わります。

○議長（田原 親君） 御苦勞でございました。

○議長（田原 親君） ここで暫時休憩をいたします。1時20分より再開いたします。

午後0時18分休憩

午後1時20分再開

○議長（田原 親君） それでは、会議を再開します。

では、引き続き、5番目に17番、平野力範議員。

○議員（17番 平野 力範君） まず、質問通告に基づいて質問させていただきます。

築上町の補助事業のチェック体制についてということで、アサリ稚貝の放流の補助金の不正請求事件に見られる補助事業のチェック体制の甘さを今後どのように正していくのかということで、吉元成一議員、それから、田村議員の質問とダブるところがあると思いますので、ダブったところは省いてもらって結構ですが、これにあとの罰則等の部分はまた後で、別で言いますので、そこは答えなくて、後で答えていただきたいんですけど、それと、県の監査で発覚したということですが、同じような内容ですけど、県の監査と町の監査の具体的にどの辺が違うのかを説明していただきたい。これ総務課長の方をお願いします。

○議長（田原 親君） 助役。

○助役（八野 紘海君） ちょっと産業課長が会計検査で出ておりますので、補助事業の場合は町の方もソフト事業、ハード事業というように分けて、団体の運営補助、それと、事業に対する補助と、そういうぐあいに大きく分かれると思います。

ただ、補助金支出して、先ほど町長が答弁しましたように町の場合は補助金交付規則、そして、事業ごとに補助金交付規程、要綱等がございますので、それに基づいて事業を実施しております。そして、最後、事業実績報告が出まして、それについてその数値が正確、適正なものであるかどうか、そして、領収書が適正か、添付されてるかどうかという一連の流れの中でチェックいたします。

そして、今回の場合、町とどう違うのかということなんですけども、県が合併に伴う指導監査の中で入りまして、領収書等については、これについては領収書や収入印紙も張っておりますので、この領収書を信じるという形になります。どなたが見ても、その領収は数字、社名、印鑑、収入印紙、割り印、日付等すべてなされておまして、それについて不正どうのこうのというこ

とは、なかなか見破ることはできないと思います。

ただ、今回の場合はアサリ稚貝のアサリを出したところの会社の出納簿と、そして、こちらの漁業組合の出納簿の数字が合わなかったと、要するに、買った額と支払った額が、数字が合わなかったということで、県の場合は業者に対しても、組合に対しても会計検査を行ったので、その数字の不一致が見られたので、詳しく再度検査したら、そこに領収書と数字が違っておったということでございます。

以上です。

○議長（田原 親君） 平野議員。

○議員（17番 平野 力範君） 県の監査だから業者の通帳まで見れたが、町ではそういうことはできないということでチェックできなかったと、また、今後もチェックできないということなのか、そのところをお答え願いたいと思います。

○議長（田原 親君） 助役。

○助役（八野 紘海君） 県の補助金の場合もすべて領収書の裏づけとなる業者の商店ですか、会社でもいいですけど、会社にまで入って領収書の裏づけといいますか、出納簿までチェックすることはないと思います。

ただ、今回の場合は合併に伴う指導監査ということで、まれなケースの中で互いの帳簿を——帳簿というか、チェックしたという中ですので、町の場合、すべて今補助金を出してるお金に係る領収書の裏づけとなる会社、商店までするのかしないのかということは、町としてはそこまではできないと判断しております。

以上です。

○議長（田原 親君） 平野議員。

○議員（17番 平野 力範君） ということは、こういう問題が起きて、町長も執行部も今後このようなことがないように厳正に対処していくと、チェックしていくとはっきり言っておりますが、実際はできないということなんですね。教えてください。

○議長（田原 親君） 助役。

○助役（八野 紘海君） 今議員さんのおっしゃることが私よくわからないんですよ。そこまで町の方も権限はございません。すべて補助金に対する団体等の領収書、企業、商店まで行って、全部そこまでやるというのができるのかどうかという問題もございまして。ということで、議員さんのおっしゃることがちょっとよく理解できないんですけど。

○議長（田原 親君） 平野議員。

○議員（17番 平野 力範君） 理解できないといっても、現実にこういう不正が起きてるわけですから、これの補助金条項にもありますが、補助金の遂行に当たってここに「善良な管理者の

注意をもって補助事業を行わなければならない」、これは良心的なことでしょうから、お互いに良心的な意識を持ってということでしょうけど、片一方がそういう善良な意識を持たない場合にはどうしようもないということじゃないですか。これじゃ町民も今の補助金の不正請求返したから済むという問題じゃなくって、これをどうするかということが今後の問題でしょ。

だから、二度と起こらないようにするためには何ができるのかと、どういうふうなチェック体制を、さっきの質問に答えてないんですけど、今後の補助事業のチェック体制の甘さ、今後どのようにしていくのかと。こうします、こうしたら二度とこういうことが起きませんということをお答弁してもらわんと、私は納得できませんから、いつまでもこの質問続けますよ。ちゃんと答えてください。

○議長（田原 親君） 助役。

○助役（八野 紘海君） 見解の相違になろうかと思いますが、ただ、今度のアサリの補助金に関してはどういうチェック体制をすればということは、今後放流するときには物が入ってきます。そのトン数が正確に発注したトン数と合ってるのかどうかということは今後、職員今まで必ず船に乗って放流時には立ち会いをしておりましたので、今後そうする場合は、これは今まで2名で行ってたものを4名にし、正確なトン数が発注伝票と正しいものかどうかと、そういうものはきちんとこれからやっぱりすべきものだと思います。

以上です。

○議長（田原 親君） 平野議員。

○議員（17番 平野 力範君） アサリ貝のことだけを言ってるんじゃないんですよ。これはちゃんとアサリ貝の補助金に見られるすべての補助事業のことを言ってるので、アサリ貝はそういう対応、具体的に言ってアサリ貝に関してはそういう対応で一部それチェックできるかもしれませんが、全体がチェックできるとは思えませんし、また、そのほかの補助事業に関してこういう不正があっても、全く見抜けないということには変わらないじゃないですか。

だから、今後さっき私が言ったみたいにどうやったらチェックできる、新聞どこかに書いてましたよ。「ちゃんと今後厳しくチェックしていく体制つくります」ということを書いてましたので、町長が言ったのか助役が言ったのか知りませんが、その辺はきちんとかうしますから、チェック体制をとりますからということは言った以上、何か明らかなるものを提示していただかなければ納得することはできませんので、これ今までと変わらないんですよ、結局。

○助役（八野 紘海君） これは先ほども申しましたように、事業補助、団体運営補助、補助によっていろいろ違っております。そのときにケース的にどういう形のチェックをすればいいのかというのは、やはり十分検討してすることになろうと思います。それが一律均一にすべて当てはめるということもなかなか至難のわざじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（田原 親君） 平野議員。

○議員（17番 平野 力範君） これ以上答弁を求めても、アサリ貝に関しては前よりは厳しくチェックしていくけど、それ以外に関しては何ら目新しいチェック体制はとれないということがはっきりしました。

それで、ちょっとまだほかに質問があるんですが、次の部分に罰則と条例の見直しの必要があるのではないかとということにも係っていくんですが、全協でいただいた資料の中に、補助金交付規程の中に返還に関する遡及期間が明記されてないと、全協の中に返済金を5年間に限定した根拠として上げてますが、ここに補助金交付規程に返還遡及期間が明記されてないということは、明記すべきであるということで、ここに私は問題提起されてるんじゃないかなと思うけど、これは県で相談して5年以内ということにしてるのかもしれませんが、だったら遡及期間を明記すべきじゃないかと思いますが、これは町長でいいですか。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 先ほど平野議員からも善良なる管理、私は性善説に立ってます。今平野議員の質問は性悪説に立った質問だと私は感じる。

だから、お互い善良な補助金行政をやれば、こういう問題は起きないというふうに考えておりますので、チェック体制というのは領収書が最後の確認、これが最後のチェック体制でございますし、それをどうせよ、こうせよといっても、あなたの言うように改善せよというの、これ以上改善することはできません。

以上です。

○議長（田原 親君） 平野議員。

○議員（17番 平野 力範君） 町長、私の質問にはすべて、破れて答えますので、答弁になりませんが、本当にまじめに答えてくださいよ。遡及期間を明記する気があるのかないのか、これは条例の改正にかかわることですから、何もしないというんじゃないじゃ町民納得しないですよ、これ。

それと、補助金のこの交付規程の中に、規則の中にありますが、補助金の返還という規程がありますけど、これは今回の場合は全額返還をさせなきゃいけなかったんじゃないかと思います。これを返還に関してこういう明らかなる詐欺に近いような違反があった場合は全額返還すべきであると、やっぱり悪質なものは全額返還すべきであると、これは明記しないと、これは補助金の運用に関して非常に問題があろうと思います。

それから、ここに加算金及び延滞金ということで、こういう返還を命ぜられた業者に関しては、加算金及び延滞金を取ってもいいということになってます。これに関しても今回は何もなされていないわけですし、いや、破れて答えても結構ですので、答えてください。町長さん。

○議長（田原 親君） 八野助役。

○助役（八野 紘海君） 補助金に明記するかどうかということなんですけど、これは日本の法律は憲法から始まって、法律等々町村の要綱まで流れがございます。その場合、町の条例規則の上位法、地方自治法がございます。その中に5年間というような形で明示されておりますので、あえて規則までうたう必要はないかと思っております。

そして、もう一つ、加算金、これはペナルティーの範囲だと思います。

ただ、この場合は、町が返還の請求が発生した日からという形になっております。

ただ、今回の場合は、県の方で発覚したと同時に補助金の返還があったということで、町が返還請求する前に補助金があったということで、返還の日からの加算金、ペナルティーは行わないという判断のもとで加算金は取っておりません。

以上です。

○議長（田原 親君） 平野議員。

○議員（17番 平野 力範君） 今回のこの件に関してはどうもうやむやにしてしまうという方針がはっきりしてるようなので、これ以上はあれですけど、これは町長が15年の6月の議会で武道議員の質問に対して青海山荘の件で答えております。この中に、「今回の療養給付の不正請求の部分で、県はペナルティーをつけてそれぞれの自治体に返しなさいと、このような監査結果が出たわけで、これでは私は納得いかない」と、「私は詐欺罪に当たるのではないかと」、「議会がみずから調査委員会もつからないので、告発もしないから、私は告発します」と、「今後もこのような事件があれば告発していきます」と、はっきり答弁しております。これに対して今回はこれを適用しなかったという根拠を町長お聞かせください。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） これは既に答弁しておりますし、当時いろんな自治体に関係しておりました。特に、旧椎田町が一番多額な金額でございました。そういう形の中で率先して僕はやったわけでございますけれど、他の自治体が一切告発しないという形になれば、いわゆる司法の方も取り上げないということがわかりました。その関係、豊前と話したら、やらないという形になれば、当然取り上げんという形になっておりますので、一応今回は告発を見合わせたと、こういう形でございます。

○議員（17番 平野 力範君） だったら一応15年の6月の答弁は訂正するという事でよろしいですね。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） ケース・バイ・ケースによります。

○議長（田原 親君） 平野議員。

○議員（17番 平野 力範君） 取り消しますと言えば、素直に済む話なんですよ。これをまたケース・バイ・ケースでそんな話をすると、ならあの人の場合はこれは適用をする、また告発するよと、人によって限定して、あなたはここでは政争じゃない何とかかんと、政争をまた持ち出すような話をするからおかしいんですよ。そうじゃなくって、冷静に考えて、この件に関しては私はその当時の見解でしたけど、間違いでしたと言えば済む話じゃないですか。もういいです。もうここで何を言ったって通用しません。私の答弁ではまともに答えてくれませんので。（発言する者あり）

それでは、補助金の不正請求に関しては何ら手を打つ気持ちがないということで、これは議事録にはっきり残していただきます。

次、政治倫理条例の方に行きます。

政治倫理条例の本来のあり方について、政治倫理条例の解釈について決定権は町長にあるのかということで、この前の全協の中で、総務課長の説明で政治倫理条例を解釈して、全協の資料として役員とはということで解釈を上げてきてきましたが、それに関して町長と総務課長、2人でこういう解釈でいくと、決めたとおっしゃいましたが、総務課長が発言したんですけど、政治倫理条例、もともと椎田町のものを基本にしていますので、椎田町の政治倫理条例をつくるときに町長覚えてますか、直接お話する機会があったときに、私が言ったこと、「政治倫理条例は、議員にも当然厳しくしなけりゃならんけど、権限が集中する町長、あなたが一番厳しく律しなければならないし、みずから律しなければならない条例だよ」と言うと、「よくわかってる」というふうに答えたことを覚えてますかね、町長。

この前、全員協議会の席上で町長が2人でやったと言われましたけど、この条例の中に規制されてる一方の当事者である町長がこの条例の新しい解釈をして規則を改正しようというのはどう考えてもおかしいと思います。独裁政治と言われても仕方ないと思います。町長の政治倫理条例に対する見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 平野議員が何を言ってるか、ちょっとさっぱり私には解せんし、どういうことを具体的に言ってるのか、もうちょっと質問を詳しくしていただきたい。

○議長（田原 親君） 平野議員。

○議員（17番 平野 力範君） 全員協議会で配られました資料の5ページに該当する「役員に就任してはならない」という中で、政治倫理条例の第3条7項、「議員は、町が助成してる団体等の役員に就任しないこと」、これは椎田町でつくったときには議員全員でいろいろ協議、けんけんがくがく協議しまして、これは団体のトップだけにしないと、いろいろ差しさわりがあるだろうということで、ここはトップだけに限定しとったんですよ。これは当時の議員全員知って

と思いますけど、これ築上町になってこの条例をつくり直したということで、若干の差はあるのかもしれませんが、この中で、いつどのように問題になったのか知りませんが、該当する役員という、団体の役員に就任しない役員というところで、該当する役職ということで、1、会長及び代行、代理を行う副会長、それから、執行機関の2、執行機関の理事会、役員会等の臨時役員、3、執行機関に出席し、発言権のある役員、この3つを該当する役職として上げてます。今後解釈の誤解がないように、次のとおり規則改正を行いたい。役員とは、団体等の代表者及び執行機関において決定権及び発言権のあるものとしたということで、町長と総務課長で相談してこういうものを上げてきてるんですよ。これの件です。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 今の質問わかりましたけど、政治倫理基準の第3条の第7項ですね。

○議員（17番 平野 力範君） はい。

○町長（新川 久三君） 「議員は、町が助成している団体等の役員に就任しないものとする」という形になれば、当然役員に就任しとれば、これはおかしいと。この条例に違反するのは当たり前じゃないですか、だれが見ても。それを平野議員は、今それはおかしいという質問ですけど、私は読んで字のごとく当該補助団体の役員には就任しないものとするということで、先般ですか、辞職した議員さんもいますよ。補助団体の役員で、たしかあったと思います。平野議員は土地改良区の役員しておるといってしょうけど、土地改良区も補助団体でございますので、本来なら役員になれないと、あなたはそれをわかってないんですかね。

以上です。

○議長（田原 親君） 平野議員。

○議員（17番 平野 力範君） ほとんどの人が政治倫理条例、私は椎田町の分がそのままという形で解釈してましたので、解釈上の問題です。

だから、これは該当しないということであったと思うし、当時の産業課長が、「あんたは政治倫理条例違反するけえ、トップになれんから一番理事になってください」と、産業課長から直接お願いされて、「ああ、それならいいですよ」という形で、私は就任したいきさつがあるんです。町長からぐだぐだ言われる筋合いはない。それは確かにこれは違反しとる。だから、違反しとるなら違反しとるんでいいです。

ただ、町長が決める権限はないでしょうと、政治倫理審査会が決めることじゃないですか、1月1日の時点で、それが皆さんに通知せないけんのじゃないですか。こういう団体に、町についてるまたは役員についてる人は、私たちが築上町の議員になったときに全部やめてください、それは当然町長から指示がなければ私は知らないから、当時産業課長から言われてなったんですよ。それがどこが問題があるんですか。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） こういう条例があるのになること事態がおかしいと、あなたもちゃんと条例を理解して就任すべきだろうと思うし、断るべきだろうと思います。

そういう形の中で、産業課長云々とかいう形じゃなくて、本人がこの条例を守るべきだと私は思っておりますし、そういうことで、議員は補助団体の役員になれないという形になっておるのになっておるといのがおかしいよと言ってるんです。この条例の解釈は、あなたが解釈しても、だれが解釈しても、役員になってるといことはおかしいということになります。

○議長（田原 親君） 平野議員。

○議員（17番 平野 力範君） 執行権者であろうとも町長は、政治倫理審査会の対象者なんです。この人が勝手にこういうことを決めるということはおかしいし、私は政治倫理審査会からこれが出てきたんなら100%従いますよ。これは何で町長から、総務課長から言われる筋合いがあるのか、これは政治倫理審査会が決めることじゃないですか。

だから、政治倫理審査会があんた違反しちよるよというんなら素直に聞きますよ。これ町長も対象者なんですから、だから、それ言うなら私もまだ指名入札の件で指名競争入札をするということはここにあるんですよ。政治倫理条例の第3条3項の中に、「物品納入業者に関して特定業者を推薦してはならない」、これ今指名競争入札はまさにこれなんです。浅野知事が言ってましたよ。宮城県の浅野知事がこんなことを、「指名競争入札をさせるから談合が起きるんだ」と、それはもうわかっとうでしようから言いません。

それと、私が何でここまでこれに言うかということ、これに先ほど助役も言いましたけど、あらゆる法律上には上位等級の法律というのがあるんですね。ここでは思いつく限り言ったら、農業委員会法、土地改良法、消防法、この政治倫理条例より上位にある等級の条例、法律いっぱいあるんです。

だから、それはそっちの方が優先するはずなんです。だから、この辺を町長は当事者ですから、答弁しないでください。総務課長、答弁してください。（発言する者あり）何でって、あなたが答弁する権限がないんやから。（「いや、本人が（ ）ちゃ」と呼ぶ者あり）だめっちゃ。あなたは当事者だからだめって言いようやろう。（「ちょっと間違っただ見解がある」と呼ぶ者あり）

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 政治倫理審査会というのは解釈する形じゃなくて、審査会でいろんな報告が出ます。これを審査する、そしてまた、違法行為があるという形、私は補助金の分を執行しないということ言ってるんですよ。役員になってるから、補助団体には補助金を出さないと。だから、それは私の見解で、補助金を出さないとするのはこれは私の見解でいいと思う。あなた

が役員になつとればですね。

だから、従前にも部落解放同盟の役員に某議員がなっておりました。だから、一切私は補助金を凍結したといういきさつもございますし、当然役員をしておれば出さないというだけの、これも補助金行政です。そういうことです。

○議長（田原 親君） 平野議員。

○議員（17番 平野 力範君） いろいろ執行権の問題で介入してくるんでしょうけど、政治倫理審査会はちょっと町長勘違いしとるんやないかなと思うんですけど、一遍諮問機関であると言いましたね。政治倫理審査会は諮問機関でも何でもありませんよ、これ。独立した行政審査機関ですよ。

だから、町長の諮問を受けていろんなことをするけど、町長も対象者なんですから、だから、権限を越えた発言をやっぱり控えにやいけんと思うし、少なくともこれが政治倫理審査会から町長がこういうことを審査してくれと言おうと、町長がそうでしょうというのではなくて、審査会が言えば当然これはいろんないきさつがあるにしても、皆さん従うと思いますよ。審査会が、町長が決めることじゃないんですよ、これね。

それはもういつまで言っても見解の相違だろうということで、私が土地改良法、これは私は地元から推薦されて理事になってるんですが、理事も違反だって書いてますから、これ問題になると思いますよ、これ全部役員が引くということになれば、自治会の役員もありとあらゆる、今充て職でついでる役員も、全部理事も引かなきゃいけないということになります。厳正に言えばですね。そこまでやるのかどうかということは、これは町長決めることじゃないんですよ。本当審査会が決めなきゃ、これは決められないと思いますよ。本当独裁者じゃないんですから、そんな勝手なことはしてもらったら困るんです。審査会が決めたことであれば、私は100%従います。町長と同じ内容であろうと、審査会から来た通知には100%従いますよ。

だから、そこんところを町長も勘違いしないように、独裁者にならないように、半分なつとるけど、まあ。（笑声）（「ああ、いいですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 僕は、平野議員に理事をやめてくださいと言ってない。補助金を出しませんと言ってるんです。補助団体でなければ、どんどん理事やっていただいて結構です。

○議長（田原 親君） 平野議員。

○議員（17番 平野 力範君） 次に移ります。

築上町が合併して1年、行財政改革の成果はということで質問をさせていただきます。北海道の夕張やら、いろんなどこの全国の多くの自治体が財政破綻の危機に直面してます。当築上町も総務省が導入した実質公債費比率によりますと、福岡県ワースト4位、地方債を発行する際に、

国や県の許可が必要なライン、18%ぎりぎりの17.7%という非常に厳しい現状でございます。新川町長の公約にも「合併は効率的な行財政運営を行うための手段だ」とあります。「合併してよかったと皆さんに喜ばれる町でなければならない」とも書いてあります。その1年、3月議会で小林さん、それから、9月議会で成吉さんあたりが質問してますが、具体的にどのような成果が上がったのか、今の時点で、答えられる範囲内で答えていただきたいと思います。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 合併して行財政改革ということで、どういう成果が上がったと。一朝一夕には私はそんなに早く成果はあらわれるものでもないというふうに感じます。

しかし、合併するというので、合併協議会を発足させて、当時職員数、非常におりまして、退職勧奨等々をいたしまして、旧椎田町のときでございますけど、10人一応退職して、その分は一切採用してないと、これもやっぱり合併効果だろうと。その後もことしの1月ですか、1月9日付で退職しましたけれども、そういういわゆる一般行政職の職員については一切採用してないという状況、ただし、現場部門、保育園とか、それから、学校給食あたりはやっぱりどうしてもこれは必要だという形になって、補充はやっておりますけれども、まずそれが合併効果だろうと。有本町長もやめた数は採用してないというふうに私聞いてます。六、七人やめても、三、四人ですか、そういう形で、数を少なくして採用しておるとことは聞いておりますし、これがやはり合併の効果だろうと考えております。

そしてまた、お互い同じ部門を持っておるという形で、まず四役、これが今までは両町で8人おったのが4人になったと、これはまさに合併の効果ですよね。そして、あと職員も管理部門の職員、いわゆる総務課とか、企画とか、財政、それから、税務課あたりもその範疇に入るかと思っておりますけれども、いわゆる総務部門の職員が統合によってある程度は少なくなって事業部門に回せるという、これも合併の効果だと考えておるところでございます。

あとはいろんな形で、国のいろんな影響を受けております交付税、これは非常に収入とのバランスによって差が出てまいりますけれども、住民税がいろんな控除がなくなって住民税ふえてまいりました。そのかわりふえた分だけは交付税減らされるというようなことで、これは苜田みたいに財政力指数が1.0を超えれば、ふえればふえただけ裕福になるわけでございますけれども、税金がふえても交付税が減らされるという、これは我々財政力指数0.3ぐらいの自治体では、少しはふえれば25%分だけは、その分はふえた形になるわけでございますけれども、そんなに多くの影響は出てこないということで、合併して効果が出てくるというのは3年、5年ということで、長い目で見なければ、合併の効果はなかなかあらわれないのではないかと。

議員さんたちも当初合併協議会で24人という定数を20名に9月の議会でしていただいたと――9月だったですか、臨時会か、9月か、そういう形でしており、これも一つの合併の効果

だろうと考えておりますし、いろんな形で、まだ実際ほとんど特例債を使った事業自体はいたしておりませんし、合併してのプラスという形になれば、もう一つは、今合併特例債を積立金という制度で積み立ててます。これは10年後の財政に一応運用するという考え方で、10年間はそのまま積立金をお金を借りて凍結しておく。そうすれば、3割だけ返せばいい状況になりますので、積立金のうちから7割補助金でもらえますので、そういう形で、それも一つは、後年度の財政のプラスになるのではなかろうかなと考えておるところでございます。基本的にはまだまだほとんど顕著なあらわれは、私はないのではなかろうかなと考えておるところで、そしてまた、合併したので、新たな施策がプラスとして出てきた。これが行政改革ではございませんけれども、住民サービスが向上したというものは幾らか皆さんも理解していただけるのではなかろうかなと考えております。

以上です。

○議長（田原 親君） 平野議員。

○議員（17番 平野 力範君） 新川町長のマニフェストの中で、企業誘致等を頑張るということで、企業誘致は今おっしゃったように、そんな簡単にできるものじゃないし、1年目で成果を求めるつもりはありませんけど、マニフェストの中にはっきり書いてある行財政基盤の確立の中に「合併初年度に今までかかっていた経費を2億円節減します」とはっきり書いてます。これは今まで2億円に向かってどのようなことが進められてきたのか、2億円の節減のめどが立っているのか、その辺をお答え願いたいと思います。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 人件費では相当それに近づいておると私は今考えておりますし、例えを今さっき申した形で計算すれば2億ぐらいは節減できておるのではないかなと思います。

○議長（田原 親君） 平野議員。

○議員（17番 平野 力範君） 総務費を減らすということは、よそにやったから総務費が、ほかの課を新設したから総務費が減ったんじゃないので、これ今総務費と言われましたけど、総務費が2億減ったということは私は言えないと思います。今度定年退職を迎えられる方は7名と聞いてますので、希望退職者は2名と聞いてますので、合計9名ですよ。これ総務費じゃないんですよ。

だから、その辺で、これ総務費が2億円減るということにならないと思うので、マニフェストに書いている以上、はっきり今の時点では1億円しか減ってないと、だから、3月までには2億円目指してほぼそれが達成できると、そういうふうな具体的な答弁が欲しかったんですけど、そことこどうですか。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 正確には計算したことありません。これは頭の中でのニュアンスという形で、多分2億円ぐらいは減るであろうというふうに考えております。

○議長（田原 親君） 平野議員。

○議員（17番 平野 力範君） 一応ここに町長自身のマニフェストですから、その辺ははっきり3月の議会で答弁できるように数字を精査していただきたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（田原 親君） 御苦勞でございます。

.....

○議長（田原 親君） では、6番目に10番、塩田昌生議員。塩田議員。

○議員（10番 塩田 昌生君） 私の質問は今行政職員パートを含む職員は何人ですかということでございます。現在、新川町長は244人、5年間で200人体制をつくりますということ掲げておりますが、パートさんたちもそういう方向で減らせていくんですか、それと、そのパートさんたちは正社員にはなれんのか、そのまま格差を広げたまんまいくのかと。

それと、身障者の採用、今聞くとところによると、3.8人ぐらいで大方セーフみたいなことを言っていましたが、今後はどんなふうにするんですか。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 平野議員の質問と関連しますけど、職員200人体制というのは、これは正規職員の200人体制でございますし、パートといいましても、直接町が雇用しておる臨時職員というのは少のうございます。例えば、国、県の補助金をいただきながら雇用しておる職員が、これは臨時職員という形で雇用しております。あとは派遣社員ということで、いわゆる人材派遣をしいだサンコーからしていただき、そうすることによって長期間雇用できると。パートであればある一定期間しか雇用できないということでございますので、やはりなれた仕事をしてもらうということで、しかし、極力人件費は私は減らすべきであろうと考えておりますし、そういう形の中で正規職員、議会でできる仕事のものは、いわゆる派遣、もしくはパートという考え方でいった方がより住民サービスができるのではなからうかなと、このように考えておるところでございます。

そういうことの中で、パートをふやすか減すか、それから、人材派遣で派遣職員をふやすかどうかというのは、これはいろんな形で、そのときにする仕事に応じてする必要がございます。本来なら経常的な仕事は職員でやるべきですけど、非常に人件費かさむという問題がございますので、そこんところは組合等と話をしながら対応していかなければいけないと考えておるところでございますし、一応類似団体等々のやり方、余り得意な形でのやり方はベターではなからうと思っておりますので、町民にも喜ばれる、そして、あと雇用される方も非常に本来なら派遣職員等は正規職員にな

りたいと思うんですけど、そういう定員の問題もございますし、そういう形で均衡をとりながらやっていきたいと、このように考えております。

○議長（田原 親君） 塩田議員。

○議員（10番 塩田 昌生君） 身障者はどんなふうになってるんですか。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） ちょっと忘れまして。ごめんなさい。身障者も充足しておりましたけれども、ことしの1月に1人やめまして、ちょっと足りないかなと思うので、次の採用時には何とかこれを充足するように、身体障害者を採用するような方向性を持っていかなければ、法に違反するような形になろうかと思うので、私も職員の時代、手帳を持ってましたので、その1名でございましたけど、そういうことで特別職はならないということになりますので、法がたしか何%やったか、ちょっと頭にはないんですけど、3%ぐらいやったかな——4かな。

そういうことで、充足、1月にやめたので、これはぎりぎりになっておるんじゃないかなと思います。そういうことで、もし採用するんであればそういう形で、計画的な採用もやっていきたいと考えております。

○議員（10番 塩田 昌生君） はい、わかりました。

○議長（田原 親君） 塩田議員。

○議員（10番 塩田 昌生君） 築城の方もそういう体制になっとったんですか、旧築城町は、パートの方は。

○議長（田原 親君） 秘書課長。

○秘書課長（西村 好文君） 秘書課の西村ですけども、旧築城の方ですけども、旧築城の方は派遣という形はありません。日々雇用と月額幾らという嘱託、この2通りの雇用ですずっと来てます。

○議長（田原 親君） 塩田議員。

○議員（10番 塩田 昌生君） 合併したら一緒の境遇にはなるんですか、何か差が出るみたいな感じがするんですけどね。

○議長（田原 親君） 秘書課長。

○秘書課長（西村 好文君） ただいまの差の云々ですけども、そこら辺の調整という形で、要するに、同じ職数で差とか、要するに、築上町の臨時嘱託で職種に応じて差というのは見られますけども、日々雇用とか、嘱託、例えば、給食とかで差が出てる部分については調整をしたいということで今入ってます。

○議長（田原 親君） 塩田議員。

○議員（10番 塩田 昌生君） なるべくなら築城、椎田という差をなくしてもらいたい。よろしくをお願いします。

以上でこの質問は終わりますが、第2点目、各公共施設の利用を考えているかということで、毎回提出しておりますが、今吉元議員は一応旧庁舎のこと、それから、宇留津の住宅の件は一応課長等に尋ねてわかりましたので、一応この2間は格下げいたします。

それと、現在、新駐車場をつくっております。これができた場合には料金を取るのかと。うちが勤めよった会社が全部料金取りよったんですけど、築上町はどういうふうになるんですか。

○議長（田原 親君） 八野助役。

○助役（八野 紘海君） 今駐車場ですけど、あそこは将来自愛の家の前が県道で削られるということで、その一部利用者の駐車場にもなりますし、そして、あとこの庁舎の職員駐車場も持っていくというような形で、今のところ料金徴収というのは考えておりません。

○議長（田原 親君） 塩田議員。

○議員（10番 塩田 昌生君） それはちょっともったいないんじゃないですか。勤め働く場所を与えて、金をあんた取らないけんよ。（ ）けど。

それと、小学校の跡の休校地か、あそこはどうなっとるんですか、岩丸小学校、小山田、船迫、跡地はどういうふうになってるんですか。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 岩丸小学校は生涯学習センターという位置づけで、小学校廃校したときの理由で、防衛施設庁の方に届けて、そういう活動をしていただいて、一時は太鼓の練習とか、そういうものもしてございましたけど、今は、いわゆる合宿あたりには使ってもらっておる状況でございます。それから、小山田小学校も一部地域の方でいろんな教室を小山田小、ただ、船迫小学校だけがちょっとまだ廃校してそのままという状況でございますし、ここんどこ企業の方からの触手もあっておるわけでございます。貸してほしいと。

しかし、具体的な話はまだ一切しておりませんし、正式に決まれば、防衛施設庁の方に補助金返還の手続等も出てきますので、ここんところは町で使えば返還の手続しなくていいんですけど、民間に貸せば返還の手続と。できれば、本当はあそこはちょうど滑走路から飛行機の飛ぶ真下になるんです。本来ならあっこも買収してもろうてすりゃ一番私がいいと思うんですが、なかなか補助金でもらった学校施設ですし、そうはいかないだろうということで、どうするかということ非常に苦慮はしておるんですけども、何か有効的に使えなきゃ損だし、建物があると。

しかし、ぴしゃっと整備をしなければ利用も難しいのではなかろうかなと考えております。非常に四苦八苦今しておるところでございますし、いろんな打診があつて、貸してくれということもあつてますけれど、それも踏ん切りがつかないという状況でございます。

以上です。

○議長（田原 親君） 塩田議員。

○議員（10番 塩田 昌生君） 船迫小学校は荒れ放題になつとるんですよ。梅の木もちゃらんちゃらんになつとるから、もっと積極的に動いて、どうかしてもらいたいということです。

以上で質問を終わります。

○議長（田原 親君） 全部終わった。

○議員（10番 塩田 昌生君） 終わりました。

○議長（田原 親君） 御苦勞でございました。

.....

○議長（田原 親君） 次に、7番、信田博見議員。信田議員。

○議員（26番 信田 博見君） 通告に基づきまして質問いたします。

1番目に、築城支所についてということで、総合案内、総合受付、そういった窓口を設置できないかという質問をしております。

現在、椎田の本所には、住民課、それから、税務課、いろんな窓口あります。支所においては住民生活室という窓口があるだけですけども、本所ではほとんどすべての手続とか、そういった窓口業務ができますけども、支所はできないことが多いと、そういうことで、築城の人たちが非常に苦勞されてるという話を聞いております。できれば支所でほとんどの手続ができるようにしていただきたいということでございますけども、合併して本所が椎田になったんだから、椎田まで来ていただけるのが本当だろうというふうに思いますけども、そこんこ住民課とか、住民生活室とかいうのがちょっとその辺の区別がよくわからないんです。

それで、もう少し住民を築城の支所に行ったら、ここではできんから椎田に行ってくださいと、本所に行ってくださいと。本所に来て、ちょっと手続して、また、支所に返らなければいけないと、要するに、たらい回し状態なんですけども、そういったこともあると聞いております。そのところを少し改善できないだろうかと思えます。町長、どうでしょうか。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 合併してまだ1年ということで、非常にまだ混乱したところもございますけど、基本的には合併して、これはデメリットと私は思ってます。本当は同じ機能をするとところが2カ所あればですね。

しかし、財政的に非常に厳しいという形のもとで合併をしたわけでございますし、ここらあたりは住民の皆さんも理解をしてもらえたところでございますけれども、たらい回しはいけません。

だから、たらい回しをしないような形で電話も、いわゆる庁内電話になってます。だから、電話で連絡して、用件を聞くなりして、また、本人にも電話を今おつなぎするから、該当課の方に

電話でお尋ねくださいというところまですればいいけど、そこまでのサービスがなかなかないのではななかりかなと思っておるので、今後徹底してまいりたいというふうに考えております。

そして、ほとんど今、総合窓口で、住民生活にかかわるものは、いわゆる戸籍住民、どっちでもとれますし、それから、あと福祉関係の手続、それから、いろんな保険関係の手続、大体どちらに行ってもできるようになっておるわけでございます。

ただし、いろんな苦情とか、そういう専門的な相談、いわゆる多課に属するもの、いわゆる建設課とか、建設課でも双方あるんですけども、事業系を支所の方に置いて、産業課も事業担当課を支所の方に置いております。

だから、いろんな形で相談があれば、そういう形の中で電話でとにかく応対を、そこに待ってもらって、椎田に行きなさい、築城に行きなさいという形じゃなくて、対応できるように今後徹底していかなければと考えております。本来なら1カ所にまとめるのが私は一番いいような状況ですけれども、しかし、両町の利便を考えれば、また、入るスペースもございません。合併して築上町は庁舎間の距離というのが一番最短の距離のような感じです。例えば、中津なんか比べれば山国町ということで、日田のすぐ隣、30分以上かかるような状況、40分ぐらいかかるんじゃないかなと思います、山国町から中津の市役所までという形になれば。

しかし、ここは車であれば5分もかからないという状況ですし、また、電話を利用しながら迅速な用件を果たすような形でやっていけば、私はある程度の業務量はこなせるのではななかりかなと考えておりますし、いろんな苦情があれば、また聞かせていただきながら改善してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（田原 親君） 信田議員。

○議員（26番 信田 博見君） よろしく申し上げます。本所と支所の連携の強化をしてはどうかという通告しております。町長答弁いただきました。確かにまだまだ職員の方がなれてないというか、それから、今築城支所と椎田本所には光ケーブルがたしかつながってると思うので、パソコンを使えばいろんな書類の様式だとか何とか、今寸時に行くんじゃないかなと。

だから、電話、あるいはパソコンでほとんどのことができるんじゃないかなと思うんです。だから、そういったところの研修というか、職員にもう少しそういった業務をわかってもらうように研修してもらおうとか、周知徹底するとか、そういった努力をしていただきたいと思います。

それと、あと先ほども言いましたように住民課と住民生活室というのが、椎田では住民課だけど、築城は住民生活室ということで、課が、部署がちよっと違うんだと。椎田ではできるけど、築城でできない。築城でできるけど、椎田でできないという、そういった何かちぐはぐしたところが住民課と住民生活室の中に何かそういったのが発生してるということも聞いておりますので、

そういったところも改善していただきたいと思います。できれば、いろんなことを考えんで、住民課を2つに分けりゃそれでいいんじゃないかなという気がするんですけども、それはちょっと検討していただきたいと思います。

それで、次に行きます。

次は、RDFについてということで、これはきのう議案で質問を90%ほどしました。まだちょっと聞き足りなかったことがありますので、もう少しちょっと聞きたいと思います。これについて当初と話が全然違うと、これどうなっておるんだと、今後どうするんだということを聞こうと思っております。

それから、2番目に、燃料のはずが今はごみ、これはちょっと印刷ミスでございまして、「燃料のはずが今はごみ。」、ごみというところで丸つけていただきたいと思います。ここで切るんです。処理費借金の返済と大きな出費となっておりますけども、原因は何なのかということ、それから、今後何か打つ手はないのかという、こういう質問を、通告をしております。

当初と話が違うというのは、当初はこれはごみ処理施設ですけども、ごみを燃料に変えるんだと。だから、非常に効率もいいし、ランニングコストもかからなくて、燃料を売ることができるんだと、本当に夢のごみ処理施設だということでした。

けき資料をいただきましたけども、これは最初から燃料として売ってたけども、売ってなかったんです。これ平成12年度から始まってますけども、搬出したのは平成13年度からになります。2,717トンということで、販売したのは27万1,700円しか入ってないんです。それで、1トン100円ということで。

しかし、委託料というのが月に262万5,000円、年間にして3,150万円ということで、このお金を当初は麻生セメントに払っとるんです、3,150万円。売ったのが27万1,000円と、これは何か我々ペテンにかけられたような、そんな気がするんです。燃料として売られる、これは燃料なんだと、だから、非常にいい施設だからつくろうよということで、何か全町長からだまされたような感じが今になってしておるんですけども、非常にきのうも聞きましたけども、このごみ処理に3億円、そして、借金の返済に2億円ということで5億円以上かかるとということで、今椎田町、財政状況非常に悪いということですけども、今財政に非常に痛手をこうむってるのはここなんです。いろいろ麻生セメントとそういう契約をした。

だから、麻生セメントがとってくれるから、このごみ処理施設を建設しますということだったんですけども、その麻生セメントが平成13年から4年目ぐらいで値上げをしてきてるんです。今まで1万1,000円だったのが1万何ぼうかな、とにかくそういうことで、だんだんと値上げを要求してきて、そして、去年、おとしあたりはごみ処理施設というか、話し合いがつかなくて、平成16年度の1月から3月までRMJという、これはこの施設をつくったりサイクルマ

ネジメント社という会社なんですけども、会社を通して北海道まで燃料を持っていったらいいんです。1トンが2万7,300円出して480トン北海道まで持っていったらいいんです。そういったことをいろいろして、職員あたりは非常にここで苦労したんじゃないかなと思います。平成17年4月1日からは麻生じゃなくて宇部興産等々と話し合いをして、宇部興産にとってもらおうようになってるようでございます。

でも、非常にこれ高いんです、お金が。トン1万9,000円とか1万8,000円とかいうんですよ。それで、これはこのままいくと、築上町の財政を食いつぶしてしまうんじゃないかなという、そういう危険性があります。きのうも町長の話の聞きましかつても、どうかしてRDFに行く燃料、例えば、ペットボトル、紙、生ごみを減らしたい。RDFに行くごみを少しでも、半分でも、3分の1でもいい減らしていくのが大事なんだということです。もう一回、町長に聞きます。そのとき町長はつきりとした、こうやりたいというのをですね。これは町長の責任じゃないと私思ってますけども、でも、できてる以上はRDFを利用しながら、できるだけお金がかからんように考えてやっていっていただきたいと思いますので、そのところをもう一回お願いします。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） ごみの問題ということで、本当にごみの問題、大変でございます。まず、RDFは、私は失敗だと、このように考えております。これを失敗だったと言ってもどうしようもならないし、じゃどういふふう改善していくかというふうなことで、今模索をやっておる途中でございますし、多分総合計画の審議会の環境部会の中でもこの問題、提言をしていただく形になろうかと思っております。

しかし、今私が考えておると、経過は信田議員言ったとおりで、当初はトン1,000円で売るといふ、当時私、椎田町の住民課長で担当課長でございました。そして、RDFの工事の契約する前に役場を退職して、町長選の方に出させていただいたという経過でございますけれども、そういうことでトン1,000円を買ってもらえるということで、ふれ込みで約24億円ほどの随意契約をやったという経過がございます。

そして、いざできてみると、私も役場やめておりましたので、どういう後、中身になったかわからないけれども、先ほど申したように年間3,000万円で引き取ってもらうというふうな契約が麻生セメントと一部事務組合の椎田町、築城町、共立衛生組合長の間で交わされたと、私も議員になりまして組合の議員になさせていただきました。

そして、引き取ってもらうというのはおかしいじゃないかというふうなことで指摘したら、ようやく100円を買ってもらうような話になったという、私が指摘したところですね。ただで持っていくんなら廃棄物じゃないかというふうな指摘をしたんです。そしたら、いわゆる廃棄物と

なれば、それぞれ積みおろし場所の自治体の許可が要するという形になるので、「荊田町の許可もらってるの」と言ったら、「もらってない」というふうな話もございました。じゃ売らないかどうするかということで、そこで、100円で売るとというのがたしか平成13年ぐらいから100円で売ってるんじゃないかなと——失礼、12年か13年ぐらいです。指摘してからいつときしたら。

そういう形の中で、年間3,000万円ぐらいが数年続いておりましたけど、それからじわじわじわじわ4,000万になり5,000万になるというようなことで、どうしても処理に金かかるというふうな契約になってきたようで、そして、私が町長になったときに6,000万ぐらいという状況で、今は麻生セメントではさばき切れないというふうなことで宇部興産の方にお世話になっておる。

私も町長になってから、何とか打開しなきゃいかんということで、事務の方に命じておりました。とにかく自己完結型でいこうじゃないかということで、毎年この金はどぶに捨てるのと一緒だよということで、これを自分とこでやっていけば、今1億ですから、10年すれば10億捨てたのと同じになると。それよりも何か発電所をつくって、その自己の電力を賄うような発電所をつくる。発電所をつくっても3億ぐらいしかかからないという形で一応試算をしておりました。

そして、あと発電所をつくって燃やせば灰の処理、これが一番ネックなんです。燃やしたかすの灰をどう処分していくか、これも有効に使えという話をしたんですが、なかなか動かないんです。灰も焼き物か何かにして道路の舗装の上のタイルか何かに使っていけば、ダイオキシンはその中に凍結してしまうんじゃないかという話があって、そういう形で、すべて自己完結型でいったらどうだろうかと提案したけど、なかなかうまくはいかないという形がございます。

そういう形の中で、これも最近勉強して、四国の上勝町という、いわゆる「いろどり」といって、山に行って高齢者の方が木の葉っぱを集めて、東京の料亭あたりに出荷すると、非常にこれが成功しておる町ですけれども、上勝町という町がございます。ここが34品目に廃棄物を分別して、そして、これをすべてリサイクル、リユースという形で、実際にごみとして処分するのは2割以下というふうな形の町があるということを知って、私もこの前、東京の町村長大会があったので面会を申し入れたら会っていただいて、いろいろ参考にさせていただいて、ぜひ実施してほしいということで、私も一応「私のところはし尿がこういうふうにご利用してますよ」と、「おお、それはすばらしいことだ」というようなことで、上勝町の笠松という町長ですけれども、築上町にもし尿の使い方をちょっと参考に来ようと、そこは一部事務組合でし尿処理やってるということで、有効利用やってないということでございましたので、そういう形の中で、少し交流を明けてからでも勉強に行って、そして、これは何も実施するという形になれば、町民の皆様の協力が非常に大事になってまいります。

そういう形の中で、町民の皆様に理解をいただけるような対応をしていきながら、ごみ問題は何か金のかからないごみの、いわゆるごみ収集については両町で8,000万ぐらいですけど、実際のごみを集めた後の処理というのが非常に多くの金がかかっておるといので、何とかこれをリサイクル、リユースしていけば、金のかからないごみ行政になるのではなかろうかなということに頑張ってもらいたいと、このように考えております。

○議長（田原 親君） 信田議員。

○議員（26番 信田 博見君） 本当にこれは今踏ん張ってやらんと、先々になって、ああ、こんなはずじゃなかったというようなことになるんじゃないかなと思います。この施設は本当24億円かけとるんです。細々いろいろ入ると25億円、それ以上になると思うんです。それを建てるためにごみの焼却炉を改修したりだとか、いろんなお金かけとるんです。

ですから、24億円という大きなお金をかけて、築上町の4分の1の予算ぐらいのお金かけて、そして、何を製造しちよるんか、ごみを製造しちよるんです。今は燃料じゃないんですよ、これは。ごみですよ。ごみからごみを製造して、それに24億かけておるんです。

だから、町長言われたように、RDFというのは本当に失敗だっただろうと思います。失敗、失敗と言ってこれで終わらせればそれでいいんですけども、何せお金がかかるので、これ以上金がかかるようなことのないように我々も頑張ります。どうか行政の方も職員も何か本当に考えていただきたいと、このように思います。

ごみの問題、RDFについては以上で終わります。

次に、火葬場についてでございます。

これは吉元議員の質問だったか、町長がこれは早くやりたいと、でも、いろいろあって先延ばしになつとるんだということでしたけども、町長としては建設の予定はいつごろだと思つとるんでしょうか。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） これも早急にやらなきゃいかんと考えておりますけれども、財源的な問題、極力国からの補助金を引き出すという形、しかし、厚生省にはこの種の補助金ないんです。

だから、今回の米軍移転に絡んだ形で、何とか補助金がもらえればなど、そして、あと自己財源分を特例債を充てていくという形になれば、非常に有利な事業になるかと考えております。この補助金が無理であれば特例債という形で、当初、今県の方には何とか特例債でやらしてほしいということで申請はしてますけれども、何せ両町で持つておった施設ということで、本当は3つの団体が持つておれば一番よかった施設なんですけど、合併した2つが持つておったということで、今既存の施設の更新じゃないかというふうなとらえ方もあるということで、県の方も一生懸命になって、特例債で何とか適用できるようにという手はずを考えていただいておりますし、理

由づけをこっちの方でちゃんと考えてきなさいというふうなことで、そして、だから、先ほど申した米軍再編のお金が使えて、この特例債が使えれば、非常に有利な事業になると考えておりますので、本来なら来年でもすぐ着手したいと考えておりますけど、設計もありますし、設計してから事業費という考え方でいかなきゃなりませんので、来年度設計ぐらい財源の目鼻がつき次第予算に上げてまいりたいと、このように考えております。

○議長（田原 親君） 信田議員。

○議員（26番 信田 博見君） 1、2、3で上げてます2番目、財源は、3番目、場所はということですが、財源はないと。だから、いろいろ米軍の再編とか、そういったことでどうかできればということでございます。場所は、地元の人たちの了解を得たと、この前も町長答弁しておりましたけども、今のところにするということだろうと思います。

今亡くなる人が非常に多くて、我々火葬場に行く機会が多いですけども、あそこに行っていると思うのは亡くなった人に申しわけないなと、こういったところで火葬して本当に申しわけないなと思うわけでございます。家族の人たちも恐らくそう思っていると思うんです。ボイラー室の扉をあけたまんまなんです。お客さんが来ようと来まいと、だから、お骨を拾うときも入れるときも、あそこのボイラー室の扉をあけたまんまなんです。

それで、「職員の人に何であけたまんまにしちよるんか」と、「閉めなさいよ」と、「こんな裏を見せることないじゃないか」と言うたら、「いや、これはあけとかと酸欠になって燃えないんだ」と、「だから、あけとんじゃ」と言うんです。

ですから、そう言われると半焼けになったりしては困りますので、それ以上は言えなかったんですけども、そういうことで、ボイラー室のポーっというボイラーが見えるんですよ、外から。

それから、スイッチ入れたときに、ゾーって音がするんですよ。これは本人は死んでますし見えませんけども、家族の人は大変です。やっぱり嫌ですよ、ああいうとこで焼くのは。

ですから、できればお金がないかもしれないけども、どうかごみを減らして、そこで何億円か浮かして火葬場を早急に建てていただきたいと、このように思います。よろしいでしょうか。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） はい、早急に更新できるように努力いたします。

○議員（26番 信田 博見君） よろしく申し上げます。

以上で終わります。

○議長（田原 親君） 御苦勞でございました。

.....

○議長（田原 親君） 休憩いいか、休憩はいい。あと1人だから、このまま続行していきます。

（発言する者あり）わかっちょるっちゃ。わかっちょるから、それを言わんで。やっぱり1時間

たったらトイレ休憩ありだろうと思うので言うただけのことであって。（「トイレ休憩5分してもらえませんか」と呼ぶ者あり）するかね。そういうような者がおるじゃろ。やっぱり女性もおることや。（「（ ）行きにくいから」と呼ぶ者あり）そうやろ、（発言する者あり）うん。5分間だけトイレ休憩します。吉元議員、ちょっと辛抱してください。（笑声）（「議長が決めること」と呼ぶ者あり）（笑声）

午後2時37分休憩

午後2時43分再開

○議長（田原 親君） それでは、会議を再開します。

吉元議員、大変遅くなりました。8番目に28番、吉元實議員、お願いします。吉元議員。

○議員（28番 吉元 實君） 休憩をいただきましてありがとうございます。私が一番最後のきょうはアンカーでございます。さらりと質問を、大体本来ならば私の質問はあしたのトップバッターと、（笑声）こういうようなことでございましたが、急遽1人欠席をしましたので、私がやるようになりました。

職員の問題についてでございますが、今どこの町村も国を挙げて行政改革と、こういうことが非常に叫ばれて、実施の段階に入っています。そして、職員は築上町にとっても基礎をなすものです。これは発展するも廃れるも職員の肩にかかっています。主体は町民でございますが、仕事する、業務するのは職員でございますので、そういう意味で、やはり一段階、二段階、こういうふうに階段を上がるために改革をやらなくてはならないという時期に到来したと。21世紀に向かって非常に厳しい段階でございます。各市町村とも競争の段階と言うても過言ではないと思います。そういう意味で、私はかいつまんで抜粋だけをしたのでございますが、よくまだ整理されていないが、内容については、職員、町長始め皆さんたちの方がよく御存じと思います。

しかし、何ぼうよく知っとしても実行に移してもらわなくては、これは発展性がないと、こういう意味で、まず、地方公務員制度の基本原則の中に「公務の平等公開」というのが「すべて国民は、法の下に」とか、「人種、信条、性別、身分」とか、「門地による」とか、16条による「規定」とか、こういうのがあります。

そして、3つに分かれて、2番目に、成績主義というのもございます。成績主義は、公務員の採用、昇任、昇給等を能力、実証、すなわち成績という客観的な基準に基づいて行わなければならないという原則はあります。メリットシステムと言って実績主義です、要するに、と呼ばれるのがあるわけです。地方公務員法15条は、「職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基いて行わなければならない。」と、こういうふうにぴしっと地方公務員法15条に決められています。

それから、政治的中立、すべて公務員は全体の奉仕者であるということで、全体の奉仕者というのは政治活動の一党一派に、また、政治的にも一党一派に偏りなく、公務員は一部の奉仕者になってしまうわけでございます、一党一派にかかわると。

だから、全体の奉仕者であると、こうなっているわけでございますが、全体の奉仕者という考え方、これは範囲が広いと思いますが、町長の見解をお伺いしたいと思います。町長はどのように職員を全体の奉仕者として御指導なされているか、これをお聞きしたいと思います。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 職員、公務員は全体の奉仕者ということで、これは憲法の方に明記されておるところでございます。そういうことで、全体の奉仕者という形になれば、町職員は築上町町民のための奉仕者であるというふうに考えなければいけないと、このように考えておるところでございます。

以上です。

○議長（田原 親君） 吉元議員。

○議員（28番 吉元 實君） そうすると、全体の奉仕者ですから、もちろん一党一派に偏っちゃいけないということですね。そうすると、町長は選挙人ですから一党一派に偏っていいわけです。町長の指揮下に職員がおります。この範囲の矛盾点はどうかお考えでしょうか、これは難しい問題ですけども、これはまだ整理されてないと思うんですが。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 私は、政治的にいろんな政党に加入しても、それはいいわけでございますけれども、町長という職の中で、これは党利党略の中ではいけないと考えておりますし、やはり全体の奉仕者でなければいけないと。町長は、あくまでも町長という名のもとには全体の奉仕者でなければならぬと、このように考えておりますし、吉元議員も以前は町長をなさっておったので、その立場だろうと思います。

○議長（田原 親君） 吉元議員。

○議員（28番 吉元 實君） すばらしい答弁と姿勢をお伺いしまして、安心したわけでございます。そういうような気持ちでやると、いい職員が育っていくと。

次には、成績主義についてちょっとお尋ねしたいと思います。

成績というのは、公務員の採用、昇任、昇給等能力実績、すなわち成績という客観的な基準に基づいて行わなければならないと。地方公務員制度の基本原則の一つであります地方公務員法15条は、「職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基いて行わなければならない。」と規定しています。40条では、「任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければな

らない。」と規定されています。

地方公務員法は、これらの規定を通して成績主義の実現を図ろうとしているが、しかし、成績主義をめぐる最近の言動は非常にいろいろと論議を醸していますが、成績主義について、町長はどのように実施、段階、位置づけていく考えですか、お伺いしたいと思います。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 今採用に当たっては、これは受験成績でいくというのは当たり前でございますし、あと職員に採用してから、これを試験という方法で昇進していく制度もございますけれども、非常にこれやっぱ弊害があるというふうな話も聞いております。というのが仕事をしないで、いわゆる昇進のための勉強を一生懸命して、日常茶飯事の仕事をサボりながら勉強だけするという、これは弊害だろうと考えておりますし、仕事を通していろんなものを覚えていくと、そして、これが公務の中に生かされていくというのが、私はこれが一番いいやり方で、そのために勤務評定というものも当然必要です。

しかし、勤務評定も成績がはっきり目に見えてわかればいいんですけど、客観的な勤務評定というのができればいいんですけど、主観が少しは伴うものが出てきます。そういう形の中では許容範囲もあるかもわかりませんが、勤務評定も参考にしながらということで、従前の旧椎田町は勤務評定をそれぞれ評定者が各課長がやって、あとは秘書課長やり、助役やり、最終的には課長の分は町長がやるというふうな形で勤務評定を行っております。それによって昇進もある程度の評定書を、過去からずっと積み上げてきたものを見て昇進とか、そういうものは参考にしながらやっておるところでございます。旧築城町の場合は、ちょっとまだ私が把握してないんですけども、勤務評定という考え方で、そして、ボーナスにもこれが反映しておるというふうなことでやっておるところでございますし、後、秘書課長の方からあとの評定の分については答弁させます。

○議長（田原 親君） 吉元議員。

○議員（28番 吉元 實君） 今内容をお聞きしたんですが、恒常性の方向として取り組んでいると、完全性ではないが、そういうような方向性を若干入れつつ頑張っていると。これは今言われたように、役職の内容の格差がほとんどない場合は、そういうものをせん場合は職員もですが、頑張っても頑張らんでも同じじゃないかと。これが自治体における活性化を阻む大きな原因になるわけでございます。そういう意味で、本来ならば地方公務員法24条1項による職務給の原則、これをやはりぴしっと位置づけてもらいたいと思います。今お聞きすると、若干の方向性は示されているということでございますが、まず、これについては研修も一つの大きな段階であろうと思います。研修についてお尋ねしますが、人づくりは、第1に、組織の整備が基本になるわけです。組織の整備を図る次には職員の人員との関係、定員管理、配置、人事異動、人事計画

がつく組織にただ人を配置すればいいというのではなく、適正な人材を効率的に配置していくということは、これはやっていると思います。

これはちょっと見たんですが、岐阜県の多治見市は、かえることを恐れない職員を育てていく。これは適材適所を機構改革によって部課長を削減したり、グループ制の導入、定数の削減、管理職の研修、管理の登用試験の実施など役所の空気を一変したと言われているわけです。組織と関係を見直すことによって職員の政策能力向上とチャレンジ精神を触発させることができると。こうした分権時代における人材の人づくりは組織によるものと自己啓発などの要素を総合して、体系化して進めなければならないと、こう言われているわけですが、その点について町長、どのようにお考えになりますかね。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 難しい質問ですけど、とにかく研修、これをやっぱり大いに機会を設けて私はやって、職員の資質を上げていくと。そして、何よりもやっぱり住民サービスが徹底してできるような職員が多くなってもらうというのが、これがまず第一ではないかなと考えております。

あと非常に難しい問題ですけど、とにかく私が頑張ってもどうしようもないし、部課長、課長がやっぱり一番課の責任者ということで、何事も仕事についても部下の管理についても、課長がすべてを掌握しながら対応していくという、そういう組織的なものが大事になってこようと、このように考えております。

○議長（田原 親君） 吉元議員。

○議員（28番 吉元 寛君） 研修ですが、従来までは県の事務も機関委任事務を中心として構成されていましたが、今後は自治分権、暮らしの視点の人づくりの職員研修のあり方が、特に重要なのはホーム研修です。これが重要性があると思います。このホーム研修を充実させていくと。そういう意味で地方公務員、これは研修の内容ですが、これは町長が旗を振って、県職員、市の職員、町村の職員、こういうものの一体となった研修をやると。

そして、交流をして今まで県職員はどんなものかというのを一般、築上町の職員は触れてないと思います。やはり県の職員と一緒に研修をして、同等ですから。皆さんたちは県の職員といたら偉いと思うちょるけど、偉うない。一緒ですから、皆さんたちとね。そういう意味で、一緒に交流研修を受けると、市も一緒に受けると、市町村も。こういう交流を通じて一つのランク上げをやっていくという方法が職員の知識交流、こういうものを——ちょっと風邪気味ですが、済いませませんが——いいと思いますが、この点について町長どうですか、頑張るつもりをお聞きしたいと思います。

○町長（新川 久三君） 県と国とも職員の交流というのは、これは非常に私は大事だと思ってい

ます。そういう形の中で、派遣制度とか交換制度とかございますが、今回は一応派遣で、来年4月1日から1名、県の方に派遣するようにしてます。そして、あと市町村間の交流ということで、これは毎年市町村の研修センターというのがございます、大野城に。ここで定期的にカリキュラムが組まれて、築上町から何人出してくれというふうないろんな研修が、初任者研修、中級研修、課長研修までありますが、そういう機会にはすべて研修に出しておりますし、これは他市町村との交流という考え方、県との交流というのは出先の機関ですか、こういうところとは若干のいろんな研修等ありますけれども、県庁、本庁との交流研修というのは、これは派遣して本庁で勉強するとか、それとか、交代で県からもこっちに派遣してもらおうと、交換研修制度は従前もありまして、今後そういう形で取り入れてまいりたいと、このように考えております。

○議長（田原 親君） 吉元議員。

○議員（28番 吉元 實君） そういうふうな積極的な前向きのお考えをお聞きしたんですが、研修については派遣等こういうものの位置づけじゃなくて、本来ならば自分から自発的に研修を職員がやっていこうかと、そのための休暇とるとか、こういうようなときにも町長は配慮していくと。そして、自分がやる気がある者が研修、それに自分から受けていくという、こういう職員が出てくると思います。また、出た方がいいんですから、そういう職員を育てながら、研修を活性化させていくという方向で進んでもらいたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。

次は、教育問題についてでございますが、教育問題について非常に今新聞紙上、全国的にいじめの問題、自殺の問題、これが毎日毎日新聞紙上をにぎわわせています。我が町においても、椎田中学から築城中学と、こういうふうに暴力、それから、いじめ、いろいろな問題が起こってきています。

そして、小学校でその予備軍というのがいっぱいあります。これは築上町の問題じゃなくて、全国的な問題です。国においても、この問題において今度は教育再生会議というのがいじめの問題について緊急提言をやりました。その前に1986年、第2次答申において、臨時教育審議会というのが似たようなことをやっとなんです。一つも効果がないんです。今のような状態の流れできて、今度はまた緊急答申出したと。これも果たして2次答申を出したような方向性になるんじゃないかと、こういうふうな懸念をするわけでございますが、教育長はどう考えていますか、この問題について。

○議長（田原 親君） 教育長。

○教育長（神 宗紀君） 築城中学、椎田中学にも関連して、あしたも白石議員、工藤議員が関連する質問を用意していただいとるようですから、ちょっと時間も早うございますので、少し時間いただいて状況の説明と今の取り組みについて御説明申し上げたいと思います。

暴力問題とか、いじめについては今まで周りを見ますと、例えば、不登校に関してはいろんな施設、いろんな指導員がおります。

ところが、暴力問題とか、そういう非行に対して学校は今お手上げ状態というのが実態だと思います。本当に切り札というものがありません。そのために今議員がおっしゃったように繰り返されて、これが今の日本の現状だろうと思います。

それで、我が築上町でも築城中学で9月の議会のときにも私御報告申し上げましたけれども、暴力事件が数多く発生しました。椎田中学は幸いに今落ちついていますが、築城中学の場合、7月に4件、それから、8月、夏休みでガラスが40枚割られた。それから、9月で10件、暴力事件があります。それから、10月になって6件ありました。これで、その間に9月の25日、それから、10月の17日、10月の24日、3名の逮捕者を出した。これ以上、傍観するわけにもいかないし、これは大変な事態だという認識のもとで、私は覚悟を決めまして積極的に動いてきたつもりでございます。特に、暴力対策に対しては授業参観、それから、学級懇談、PTAの役員会、それから、学年別による保護者会とか、あるいは保護者の学校のトイレ掃除とか、あるいは講演とか、先生方の研修とか、そういうものをずっとやってきましたけれども、何か一つ欠けてるんです。これというものがありません。効き目ない。こういう暴力に関しては即効薬がないというのは御存じのとおりでございます。

これに対して私はたまたま築城中学校で講演をしたときに工藤良さんという講師が来て講演をしてくれました。この方は言えば、ああ、あの人かということで、有名な人で、田川の極連會という暴走族のリーダーだった人ですが、この人が覚せい剤、シンナー、そういうものでとうとう逮捕される、そういう経験までしてきました。この人が暴走族のリーダーから心機一転、心を入れかえまして、いわゆるボランティア団体にそれを切りかえて、非行者に対する積極的な取り組みを始めました。今注目の人です。全国的にも講演に飛び回ったりしておりますが、この人がたまたま講演に来てくれて、築城中学の状態を見て、これはちょっと黙視はできないよという話を私は聞きました。すぐその明るる日でしたか、田川に工藤良さんを尋ねていきました。このとき課長と、それから、築城中学校の教頭と、それから、補導員が1人同行していただきまして4人で工藤良さんに会いに行きました。場所は、工藤良さん、田川高校のすぐ近くでしたけれども、いわゆる非行に悩む、家庭的環境も悪い、そういう非行に悩んでいる子供たちを十七、八人、寮を建てて、そこで今面倒を見ています。実際そういう指導をしている人なんですけど、そこに行って相談をし、何とか協力をいただけないかということの依頼をいたしまして、田川の教育委員会の教育長にも電話をかけて築城中学、今大変なことになってるから、何とか御助力いただけないかということで了解をとりまして、この工藤良さんの助言のもとに対策に乗り出しました。

工藤良さんを尋ねていったのが、10月の26日でした。それから、すぐ町長、助役に相談を

しました。お金がかかることですから、私一存で行くわけには行きませんので、今実はこういう状況であると、何とか御理解いただけないかということで、町長、助役も、よし、それはやってくれえという了解をいただきましたので、すぐ人選、指導員の人探しに取り組みました。私は自分の経験から、多分こういう体制をつくっても、人材はいないだろうというのが私の本当一番心配でした。

ところが、幸いなことに教育事務所に相談したら1人、今来年、中学校の体育の教員を目指している人が1人おると。それから、補導員の方が1人紹介してくれまして、一応予算は3人分の指導員の予算を組んだわけですけれども、2人しか見つかりませんでした。今1人まだ探しておりますけど、現実なかなかいい人がおりません。この11月の3日、工藤さんに会いに行ってもう1週間後ですけれども、私と工藤良氏と両方2人で候補者と面接をいたしまして、こういう指導を考えてるが取り組んでくれるかというふうに言ったところが、2人ともわかりましたと、いい前向きな返事をいただきましたので、すぐ明くる日から築城中学校の中にふれあいルームというのを設置をいたしました。これは見る人が見たら何かふうたらぬるいことをしようのというふうに見えると思いますが、この2人の指導員については先生ではありませんよと。

だから、上から子供を見おろすような形ではなくて、子供の中に入ってほしいというのが工藤氏の大きな意向でした。実際今そのとおり指導していただいております。その中で、ふれあいルームに出入りする生徒の中にほとんど朝飯を食ってきてないんです。家庭環境から朝飯が無理だというような子供がたくさんおります。

それで、補導員の方が全くのボランティアでございまして、毎朝ご飯を用意してくれます。みそ汁とご飯、ほかにおかずは漬物ぐらいで、ほかありませんけれども、毎朝食事を用意してくれています。それ今続けております。その都度の様子を聞きますと、最初はいただきますでもなければ、ごちそうさまもない、そういう状態が今はいただきます、ごちそうさまでしたというのが言える生徒がいっぱい出てきたということ。

それから、ごみを拾って回る生徒も出てきた。明らかに私も教育委員と一緒に火曜日と木曜日、朝、門立ちしております。子供たちの表情が変わってきました。先生も変わってきました。具体的な例として、10月まで6件、計20件、暴力事件が起きましたが、11月以降、全く暴力事件ありません。

ただ、問題としては服装が乱れている生徒もおりますし、いろいろ問題はまだあるんですけれども、事暴力に限っては1件もないと。それだけ子供の心がやっぱり和んできたというのが本当のところだと思います。私、まだ正味指導者が入って40日ぐらいしかありませんけれども、かなりの手ごたえを感じまして、ああ、これはどん底を脱したなというふうには実は思っております。来年3月まで何とか立て直して、落ちついた学校にして、今6年生が心配なく学校に通ってこれ

るような、そういう中学校にしたいなというのが私の今の考えでございます。

それから、いじめについては、私は学校の校長には全員、いじめは自分の学校に絶対あるんだと、そう思ってくれということで取り組みを指示をしてあります。

まず、不思議なことに吉元議員さんも御存じだと思いますけど、文科省のデータで、いじめによる自殺がゼロというデータがここ数年、そういう状況で来とるわけです。あり得ないことだと私は思うんです。それは個別に、私はいじめと思うけど、吉元議員さんはこれはいじめじゃありませんよという、そういう個別の差がかなりあると、いじめに関しては、私はいじめと思っても、あの人はいじめやないと、こう言うというような基準がかなり差があるのではないかと。

そこで、先生たちに研修会を開いて、学校で共通認識を持ってほしいと。いじめられているんじゃないかという子供がもしおったら、お互いに話し合っ、自分で心の中に独占じゃないけども、みんなの問題として共有してほしい。そうすれば、いじめじゃない、いじめであるというようなずれは出てこないだろうと思いました。

それから、あと子供に対する教育相談、親に対する教育相談を実施してもらっております。

それから、不登校の生徒については、またあした質問がありますので、具体的にはそこで説明申し上げます。不登校の児童生徒については家庭訪問をして、その状況を把握するしかありません。

それから、アンケートによって子供たちの今の心の状態、今生活の状態をつかむということを各学校やっております。

それから、もう一つ、長期的には道徳教育というのが非常に大事だと思います。それから、小学校によっては動物を飼う、こういうことも非常に効果のあることなんですが、私個人的には子供たちには私、恥の文化を教えないかんのやないかというふうに思ってます。僕は、日本の従来のよさは武士道だったと思いますけれども、集団である1人をいじめることは、これほど恥ずかしいことはないんだという、そういう恥の文化といいますか、そういうものを徹底的に教える必要があるのではないかというふうに思っております。

いじめについてですけれども、今報告があってるのは椎田中学校で親の相談を受けたいじめの件が3件ありました。その1人は転校したいというふうに考えております。

ただ、この転校にもいろいろ問題がありまして、今ちょっと時間がかかっていますけど、もう少し話し合いをしていかななくてはならないと思っております。

それから、あと2人についてはからかい、今の子供はうざいとかきもいとか、そんな言葉を使うんです。それで、集団によるからかいがあって、それは中学校の方で対応、指導して、今は解決していると。

ただ、これいつ出てくるかわかりませんので、気をつけてほしいということは言っております。

それから、小学校で1件あっております。これは集団で話し合って1人の男子を無視するという、そういういじめでありましたけれども、これも親を呼んで、子供同士にも話させて一応解決したという、そういう報告を受けております。

ちょっと質問以外のこともあったかもわかりませんが、大体以上で報告と取り組みについて説明いたしました。

○議長（田原 親君） 吉元議員。

○議員（28番 吉元 實君） 教育長が微に入り細に入りずっと努力した結果を報告いただきまして、中学校においてもいい方向に一步一步進んでいるということは本当喜ばしいことだと思います。

ここに1つ紹介したいと思います。いわば道德教育の問題です。ある教育長は、「強調するのは、もはや子供のしつけは学校と家庭のどちらが中心となってやるかを議論している段階ではない」と、「家庭のしつけや教育力が望めないなら、学校でやるしかないと考えた」と、「目の前の子供をきちんと育てることが先決」と、こういうふうなことで、道德教育の内容を盛り込んだ独自の道德指導計画書をつくって、小学校版で230ページ、中学校版で140ページに及ぶ指導書を自分の市内の全教師に配ったと、そして、子供たちのモラルの低下、いずれこれはそれをなくしていくと、そうしないとモラルの低下はいずれ社会の根幹を揺るがすことになるだろうと。

そして、一番教えなくてはならないのは基礎から、小学校あたりはこうしたらよいこと、こうしたら悪いこと、この段階から入らなだめだと。これがこうだと、いろいろな議論するのじゃなくて、こうしたらよいことだと、これは悪いことだという最低限の教育から小学段階で始めていくと、そしたらいいんじゃないかと。それで、マニュアル書を全教師に配って、これを徹底的にやれと言うて、一時的に抑えるのじゃなくて、行動的にそういう、いじめは今言われたように絶対はないということをございませんから、これは。

けど、暴力行為とか、崩壊、こういうものが起こらないように根底から、そういう道德教育を中心としながらつくり上げていくという考えですが、教育長、道德教育の指導要綱、小学校は230ページ、中学校が140ページに及ぶマニュアル、これどう思いますか。

○議長（田原 親君） 教育長。

○教育長（神 宗紀君） またそれ具体的に教えていただいて、いいものはどしどし取り入れたいと思っております。きょう多分学校まで届いてると思うですけど、今福岡県は教育委員会、子供たちに一つのスローガンというか、言葉を印刷して、生活のあり方からパンフを全員に渡すようにきょう配っております。その中の言葉が「早寝早起き朝ごはん」、「早寝早起き朝ごはん」というのが今合言葉です。本当どれ一つとっても当たり前のことやないかと、みんなそうおっし

やると思うんです。

ところが、当たり前が今できてないのが現実、「早寝早起き朝ごはん」です。これが徹底すれば、また大分様子も変わってくるかなとは思っています。先ほどのお勧めいただいた件は検討させていただきます。

○議長（田原 親君） 吉元議員。

○議員（28番 吉元 實君） 本当に教育長も苦勞しているようでございます。社会、それから、父兄、また、父兄も今とにかく子供と一緒にモラル低下が叫ばれています。それをやっぱりこういう一つの指導要綱、道徳要綱、こういうものを徹底させて、以前は道徳は何々につながるとか何とか言われたんです。今のような社会で、充実した社会はみんな知識があるから、そういうような方向性にいかんと思います。極端な道徳教育をイメージして反対反対ちゅう人が多かったと思いますが、道徳教育でも生徒、これに中心を置いた道徳教育というのはぜひ必要です。これをやってもらいたいと思います。

政府もちよっと新聞で見たんですが、何かいじめの対策で200億円、来年度予算で予算化していくと、こういうような考えであるようでございますから、そして、24時間の電話受け付けとか、こういうような方向性も設置できるんじゃないかと、こういうふうに考えています。

これで教育問題は終わりたいと思います。

それから、一丁畑住宅の要求というのは、これはちょっと最後に「野菜をつくらせてください」と書いてるのは私じゃなくて、事務局長がちょっと私のやりとりで行き違いがあったので、このようになったのであります。

だから、いずれにしても、内容は同じです。一丁畑の鉄筋で5階建てになりました。住宅が立派になって聞いたんです。「どうですか、いいことありますか」と言ったら、「いいことは台風が来たときだけいい」と、「あとはコンクリートの中において余りいいことない」と、もとは土に触れて、定年退職した人はもう一回土に触れたいと、こういうようで、有料でいいから、休耕田が多いから、私たちは金を出しますと。若干の金なら有料でいいから、そういうようなものを町からあっせんしてもらえんやろうかと。そしたら私たちもそういうような方向でつくって、ストレス解消、今いろいろとそういう悩み事でも、それによってある程度解消できるんじゃないかと、こういうような考えでございしますが、その点について町長どうですかね。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） いわゆる市民農園的な農地が欲しいという形であると思いますが、基本的には今の農地貸すためには農地法の考え方で契約が要るんです。そうすれば非農家との契約という形になり得ないような状況になるかと思えます。

そこで、今農業公園があります。あそこに市民農園ともう一つ、ふれあい農園と2つ貸し出し

農園があるので、もし要望するのであればちょっと遠いかもわかりませんが、車で行って野菜づくりしてもらわなければならないけれども、公的な部門という形であればそこに市民農園を用意しておりますので、ぜひ申し込んでいただければ町の方でお貸しします。あとは個人的に町が借りてするというのはちょっとどうだろうかという考え方も一つありますので、あとは個人個人の貸借で、ちょっと一隅貸してほしいとか、そういう形で借りてつくるといふ、今町に緑のボランティア協力隊というの来てますが、彼女もたしか、去年の人は中学校の横の畑を自分で借りてつくっておるし、それから、今の協力委員はどこか本庄の方を借りてつくっておると、そういう形の中で、あくまでも相対、個人対個人の貸し借りという形になるので、基本的には、町があっせんというわけにはいかないもので、市民農園の方をぜひ利用していただきたいということで、要望者の方、お伝えできませんでしょうか。

以上です。

○議長（田原 親君） 吉元議員。

○議員（28番 吉元 寛君） 農地関係はいろいろとそういう問題も、貸借のことで若干問題点があるんじゃないかと。

しかし、個人あっせん、口添えなんかちょっとしていただくと、個人的にその話ができるんじゃないかと。場所として自動車のある人は今町長が言われたように、それでいいと思いますが、自動車のない人はやっぱり近くにそういうような状態をつくれれば一番いいんじゃないかと、こういうふうに考えていますので、またそういうお願いが出たときには前向きに検討してもらいたいと思います。

以上をもって私の質問を終わります。

○議長（田原 親君） これで本日の一般質問を終わります。残りの質問については、あす行います。

○議長（田原 親君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで散会いたします。御苦勞でございました。

午後3時25分散会
